

第2次いのちを支える 清瀬市自殺対策計画（案） 概要版

①計画策定にあたって

●趣旨と目的、計画期間

平成28年の自殺対策基本法改正に伴い、全ての都道府県および市町村に地域自殺対策計画の策定が義務付けられました。清瀬市では、地域レベルでの総合的かつ効果的な自殺対策推進のため、平成31年3月に「いのちを支える清瀬市自殺対策計画」を策定し、これに基づく取り組みを実施してきました。

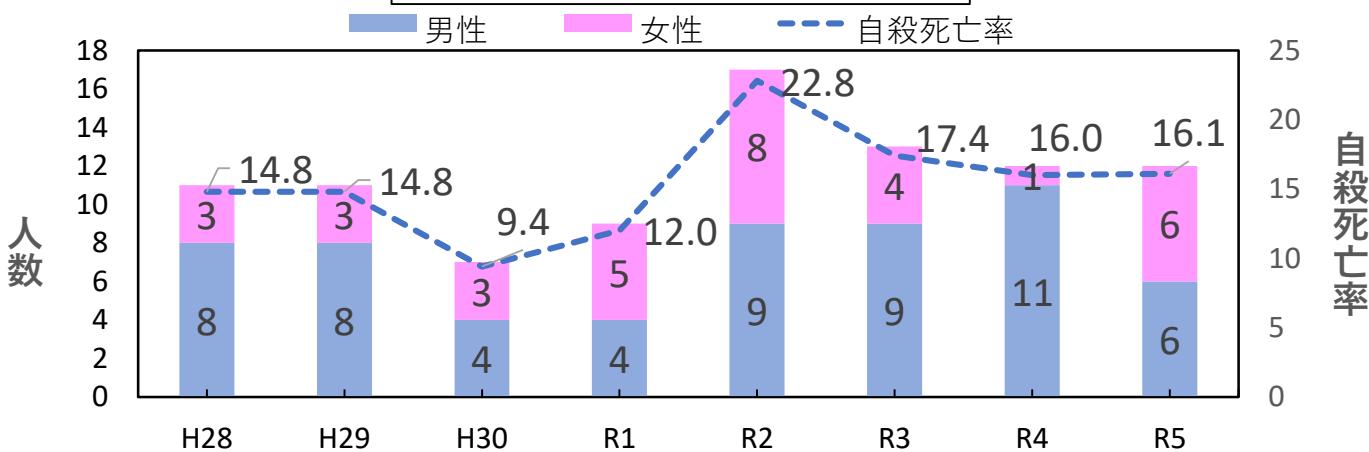
本計画が令和7年度に終了することから、国が新たに策定した「自殺総合対策大綱」、東京都の「自殺総合対策計画（第2次）」、そして清瀬市の最上位計画である「第5次清瀬市長期総合計画」との整合性を図りつつ、地域現状を踏まえて、誰も自殺に追い込まれることのない清瀬市の実現を目的に、本計画（令和8年度～12年度まで）を策定します。

●位置づけ



②清瀬市における自殺の現状

清瀬市の自殺者及び自殺率の推移



●自殺者数及び自殺死亡率は減少傾向でしたが、平成27年から増加しています。その後、平成30年に一旦減少しましたが、令和元年に9人、令和2年に17人と再度増加しています。

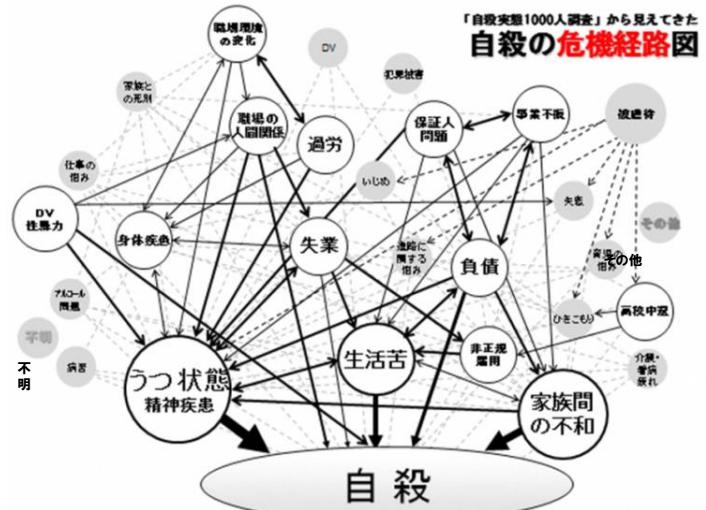
●男女別の内訳を見ると、自殺死亡率は男女ともに平成23年以降、概ね全国・東京都を下回っていましたが、男性は令和2年から全国・東京都を上回り、令和5年に下回りました。女性は、令和元年・令和2年と全国・東京都を上回り令和3年4年は下回りましたが令和5年に再び上回りました

③自殺の主な特徴

自殺は、様々な要因が複雑に絡み合い、その多くが追い込まれた末の死です。

円の大きさ：要因の発生頻度
矢印の太さ：要因と要因の連鎖の因果関係の強さ

自殺で亡くなった人は平均4つの要因を抱えていたと言われています。そのため、様々な要因が複雑に絡み合って連鎖する前に、周りの人がその変化に気が付いて声をかける、話を聞く、適切な相談先へつなげる等の対応が、自殺を食い止めることがあります。



この図はNPO法人ライフリンクが行った調査から見えてきた自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）です。 資料：NPO法人ライフリンク「自殺実態白書2013」

清瀬市における基本的な考え方

1. 生きることの包括的な支援として推進

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。「生きる支援」に関するあらゆる取り組みを総動員して推進することが重要です。

生きることの包括的な支援



2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

また、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

3. 対応のレベルと段階に応じたさまざまな施策の効果的な連動

自殺対策は、「対人支援のレベル」「地域連携レベル」「社会制度のレベル」という3つのレベルに分けることができます。様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取り組みを、強力にかつ総合的に推進していくことが重要です。また、時系列的な対応の段階としては、「事前対応」「危機対応」「事後対応」という3つの段階において施策を講じる必要があります。

4. 実践と啓発を両輪として推進

自殺危機に陥った人の心情や背景への理解を深めるとともに、危機に陥った場合には誰かに助けを求めて良いということが地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。すべての市民が身近にいる人の自殺のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

5. 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない清瀬市」を実現するためには、関係団体、民間団体、企業、市民一人ひとりが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互連携・協働していく仕組みを構築し、主体的に取り組む環境をつくることが重要です。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺の理由の安易な決めつけ、憶測による批判及び同情は故人の尊厳を深く傷つける行為です。また、自殺した事実が公になることで、遺族が近隣や職場から偏見の目で見られたり、差別を受けたりする場合があります。

こうした二次的な被害を防ぐためにも、本人の名誉を守るためにもプライバシー保護が重要となります。

自殺対策に携わる者はこのことを認識して自殺対策に取り組むよう普及啓発を進めます。

④現状と課題

(1) 自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値と実績値

	平成27年 2015年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年
成果目標	—		令和8年度までに自殺死亡率を6.6以下にする。			
実績値	9.4	12.0	22.8	17.4	16.0	16.1

第1次自殺対策計画では、国の自殺総合対策大綱における全国の数値目標及び東京都における東京都自殺総合対策計画に合わせ、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比較して30%以上減少させることを目標としていました。

清瀬市の令和5年の自殺死亡率は16.1であり、目標値である6.6には、9.5の差があり目標を達成できていません。



現計画の課題

府内においては、市長をトップとし、部長級で構成した自殺対策推進本部会議や実務担当者である係長級で構成した自殺対策庁内連絡会やこの自殺対策連絡協議会など必要に応じた連携体制を推進できています。

福祉や介護部門においては府外の関係団体との連携体制が構築できていますが、自殺対策としての府外団体、特に民間団体との連携体制の構築が課題であると考えています。

⑤今計画の数値目標

成果指標	基準 平成27年	市現状 令和5年	目標 令和10年
自殺死亡率 (自殺者数/人口×10万)	9.4	16.1	6.6以下

本市の現状を踏まえ、本計画の評価改定の前に確認できる最新の情報である令和10年時点での自殺死亡率を6.6以下にすることを目標とします。
しかし自殺対策の取り組みはあくまでも「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が目標ですので、「自殺者0」を目指します。

⑥清瀬市の自殺対策における基本施策

基本施策 1

地域におけるネットワークの強化

様々な分野でネットワークを構築し、どこに相談しても適切な支援を受けられるよう努めます。

基本施策 2

自殺対策を支える人材の育成

悩みや生活上の困難を抱える人のサインに気づき、必要な相談窓口や支援につなげられる人材育成に努めます。

基本施策 3

(セミナー・キーパー研修の開催など) 市民への啓発と周知

講演会やリーフレット等を活用し、相談窓口情報の発信を行います。

基本施策 4

生きることの促進を増やす取り組み

市民の居場所づくり、支え合いの仕組みの強化、相談・支援体制の充実、自殺未遂者への支援、遺された人への支援を展開し、既存の事業を最大限に活かしながら、全庁的な取り組みとして自殺対策を推進します。



第2次より追加

基本施策 5

自殺未遂者等への支援に関する情報提供等

医療機関や消防及び警察等と連携し自殺未遂者に適切な医療的ケアや相談支援が受けられるよう的確な情報提供に努めます。

⑦清瀬市の自殺対策における5つの重点施策

重点
施策
1

勤労者への支援

- 相談体制の強化
- 健康管理の促進
- 家族の見守る力・相談支援を受ける力の強化



重点
施策
2

無職者・失業者・生活困窮者への支援

- 生活困窮者に対する生きることへ包括的支援の強化
- 支援につながっていない人を早期へとつなぐための取り組みを推進
- 健康管理・精神医療との連携強化



重点
施策
3

高齢者への支援

- 高齢者の生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進
- 地域の支え合い活動・居場所づくりの推進
- 高齢者の困りごとの早期発見から早期支援の充実
- 認知症患者及びその支援者（家族を含む）への支援・介護者（家族を含む）への支援



重点
施策
4

子ども・若者・子育て世代への支援

- 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援の強化
- 発達について支援の必要な子ども・親への相談・支援
- SOSの出し方に関する教育の推進
- スクールカウンセラーを中心とした教育相談の充実
- 教職員への支援
- 子ども・若者向け相談支援の推進
- 家庭環境に課題がある子どもへの支援



重点
施策
5

生きづらさを抱えた人への支援

- 理解の促進・啓発の推進
- 相談体制の充実
- 地域での見守り、支え合いの強化・社会参加の促進



第2次より追加

重点
施策
6

女性への支援

- 妊産婦への支援
- 悩みや課題に応じた相談機会の提供
- 女性を対象とした広報や啓発等
- 女性を支援するための体制の整備や場の提供



⑧計画の推進体制

誰も自殺に追い込まれることのない清瀬市の実現を目指して、清瀬市自殺対策推進本部において推進会議を開催するとともに、関係機関や地域団体、府内の関係部署等で構成する自殺対策連絡協議会にて、PDCAサイクルを通じて計画を推進し、さらなる対策を講じていきます。さらに、自殺対策府内連絡会において情報共有・共通認識に努め、必要に応じて事例検討会等を開催するなど、支援体制の強化を図ります。

清瀬市自殺対策
府内連絡会

清瀬市自殺対策
推進本部会議

清瀬市自殺対策
連絡協議会

第2次 いのちを支える清瀬市自殺対策計画(案)

～誰も自殺に追い込まれることのない清瀬市の実現を目指して～

目 次

第 1 章 計画改訂にあたって	1
1. 計画改訂の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の数値目標	3
第 2 章 清瀬市における自殺の現状	5
1. 自殺者数及び自殺死亡率の推移	6
2. 性・年齢別自殺者数及び自殺死亡率の状況	8
3. 自殺者の自殺未遂歴の状況	12
4. 有職者・無職者別自殺の状況	14
5. 同居人の有無別自殺の状況	14
6. 清瀬市の主な自殺の特徴	15
第 3 章 これまでの清瀬市の自殺対策の取組と結果	16
1. 自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値と実績値	16
2. 基本施策における目標値と実績値	16
第 4 章 清瀬市における基本的な考え方	22
1. 生きることの包括的な支援として推進	22
2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開	23
3. 対応のレベルと段階に応じたさまざまな施策の効果的な連動	23

4. 実践と啓発を両輪とした推進	24
5. 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進	24
6. 自殺者等の名譽及び生活の平穏への配慮	24
第5章 清瀬市における自殺対策に関する取組.....	26
1. 施策体系	26
2. 基本施策	27
基本施策1 地域におけるネットワークの構築・強化	27
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	29
基本施策3 市民への啓発と周知.....	31
基本施策4 生きることの促進要因を増やす取組.....	33
基本施策5 自殺未遂者等への支援に関する情報提供等.....	34
3. 重点施策	35
重点施策1 勤労者への支援	35
重点施策2 無職者・失業者・生活困窮者への支援	37
重点施策3 高齢者への支援	40
重点施策4 子ども・若者・子育て世代への支援.....	43
重点施策5 生きづらさを抱えた人への支援	48
重点施策6 女性への支援.....	52
第6章 計画の推進体制	54
1. 計画の周知	54
2. 推進体制	54
3. 計画の見直し	54

第1章 計画改訂にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成10年に自殺者数が急増し3万人を超える、平成15年には34,427人となりました。このため、国では平成18年10月に「自殺対策基本法」^{注1}が施行され、それまで「個人の問題」として認識されがちだった「自殺」は、広く「社会の問題」として認識されるようになります。国レベルで様々な取組が行われたことにより、平成20年以降自殺者数は減少傾向にあります。しかしながら、依然として自殺者は年間2万人を超える状況にあり、我が国の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高い状況にあります。

このことから、国では施行から10年の節目にあたる平成28年に「自殺対策基本法」を改正し、その第13条において、市の責務として自殺対策計画を策定することが義務づけられました。

これを受け、清瀬市では、「いのちを支える清瀬市自殺対策計画」を策定し、これまでの取組に加え、地域におけるネットワークの強化を図るとともに、包括的な相談支援体制を構築し、総合的に自殺対策を推進してきました。

全国の動向について、自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となり、一定の効果があったと考えられます。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しています。男性が大きな割合を占める状況は続いているが、令和2年にはコロナ禍の影響で自殺の要因となるさまざまな問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回りました。令和3年の総数は令和2年から減少しましたが、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となりました。

国はこれらの事を踏まえ、令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱^{注2}」を決定し、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」を新たに自殺総合対策における基本認識に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「女性に対する支援の強化」等、取り組むべき施策を位置づけています。

東京都は、この大綱を踏まえて令和5年3月に東京都自殺総合対策計画（第2次）を策定し、都における今後の自殺対策の基本的な考え方を「幅広い分野で生きることの促進要因を増やし、生きることの阻害要因を減らすことを通じて、生きることの包括的な支援として対策を推進する。」としています。

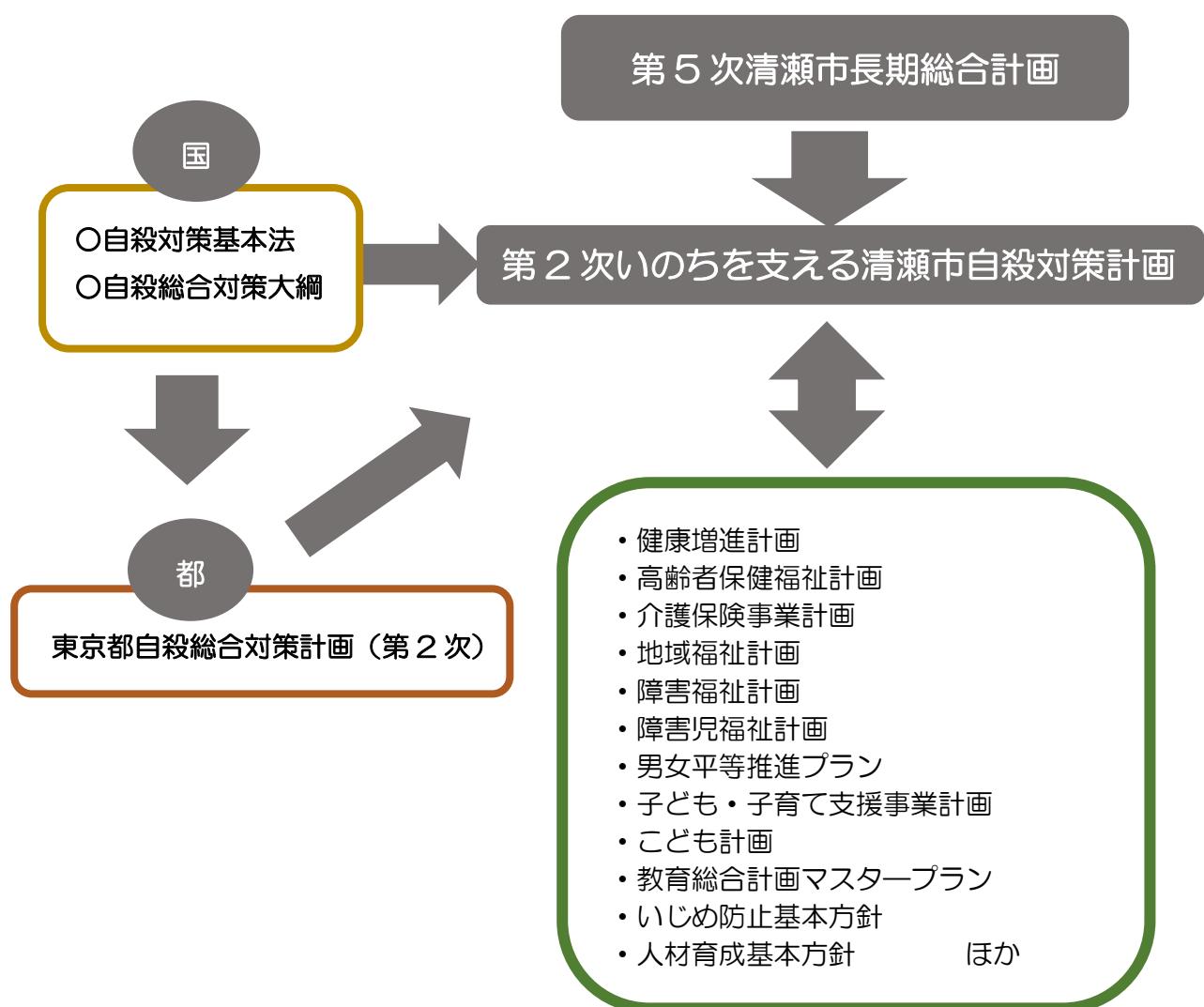
清瀬市は、平成31年3月に策定した「いのちを支える清瀬市自殺対策計画」の計画期間が令和7年度に終了することから、新たな「自殺総合対策大綱」や東京都自殺総合対策計画（第2次）を踏まえつつ地域の実情を鑑み、誰も自殺に追い込ま

れることのない清瀬市の実現を目指して「第2次 いのちを支える清瀬市自殺対策計画」を策定することとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」の趣旨及び「東京都自殺総合対策計画」を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本計画は、清瀬市の最上位計画である「第5次清瀬市長期総合計画」に掲げる「ともに未来をひらき笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬」の理念に基づく個別計画として、健康、福祉等の関連計画を踏まえ、整合性を図るものとし、国連で採択されたSDGsの趣旨を踏まえた計画として策定するものとします。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 計画の期間

本計画は令和 8 (2026) 年度を初年度として、令和 12 (2030) 年度までの 5 年間を計画期間とします。

ただし、自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえ、評価・検証を行なながら、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

4. 計画の数値目標

平成 31 年 3 月に策定した「いのちを支える清瀬市自殺対策計画」では、国の自殺総合対策大綱における全国の数値目標及び東京都における東京都自殺総合対策計画に合わせ、令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 年 (9.4) と比較して 30% 以上減少させる (6.6) ことを目標とし、様々な自殺対策に取り組んできましたが、令和 5 年の自殺死亡率は 16.1 であり、目標を達成できていない状況です。

国は、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱において、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、旧大綱の数値目標を継続し、令和 8 年までに、

自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を平成 27 年と比べて 30% 以上減少させることとしております。

本市の現状を踏まえ、本計画の評価改定の前年に確認できる最新の情報である令和 10 年時点での自殺死亡率を 6.6 以下にすることを目標とします。

しかし自殺対策の取組はあくまでも「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」が目標ですので、「自殺者 0」を目指します。

自殺対策を通じて達成すべき清瀬市の当面の目標値

成果指標	基準 平成 27 年 (2015 年)	市現状 令和 5 年 (2023 年)	目標 令和 10 年 (2028 年)
自殺死亡率 (自殺者数/人口×10 万)	9.4	16.1	6.6 以下

注 1 自殺対策基本法

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を図り、国民が生きがいを持って暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。法制化に向けて全国で署名活動が行われた。平成 18 年 6 月 21 日に公布、同 10 月 28 日に施行。施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年 3 月に改正。同 4 月 1 日に施行された。またこどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める改正自殺対策基本法が令和 7 年 6 月 11 日に公布された。

注 2 自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成 19 年 6 月に初めての大綱が策定された後、平成 20 年 10 月に一部改正、平成 24 年 8 月に初めて全体的な見直しが行われた。大綱はおおむね 5 年を自途に見直すこととされたため、基本法改正の趣旨等を踏まえ、平成 29 年 7 月、新たな大綱が閣議決定された。またその後新型コロナの影響を踏まえ新たな大綱が令和 4 年 10 月に閣議決定された。

第2章 清瀬市における自殺の現状

清瀬市における自殺の現状を分析するにあたり、本計画では、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」との2種類を用いています。なお、2つの統計には以下のような違いがあります。また、令和元年から令和5年の5年間における自殺の実態について、自殺総合対策推進センターより示された「地域自殺実態プロファイル」^{注3}による清瀬市の自殺の実態を踏まえ、策定しています。

厚生労働省の「人口動態統計」

◆調査対象

日本における日本人（外国人は含まない）を対象としています。

◆調査時点の差異

住所地を基に死亡時点で計上しています。

◆自殺者数の計上方法

自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺の旨の訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。

警察庁の「自殺統計」

◆調査対象

総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。

◆調査時点の差異

発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。

◆自殺者数の計上方法

捜査等により自殺であると判明した時点で計上しています。

※計画のなかで用いている「地域における自殺の基礎資料」は、警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されているデータです。

【統計データの留意点】

- ・「自殺死亡率」とは、人口10万人当たりの自殺者数です。
- ・「%」は、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出しているため、全ての割合を合計しても100%にならないことがあります。

注3 地域自殺実態プロファイル

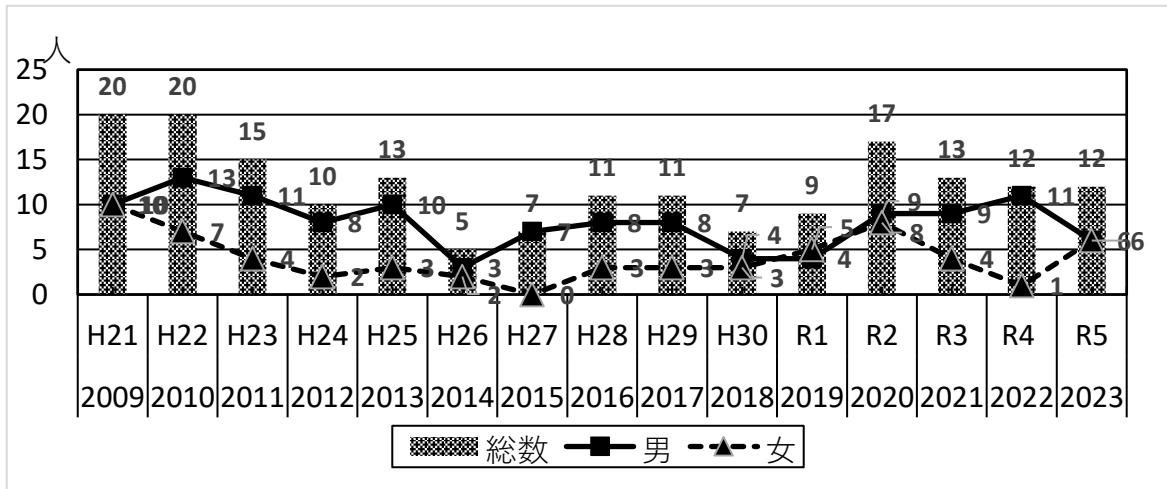
国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計（国民生活基礎調査、社会生活基本調査等）に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率、関連する地域特性を円グラフや棒グラフなどを用いて簡易に表したもの。

1. 自殺者数及び自殺死亡率の推移

清瀬市の自殺死者数は、減少傾向にありました。その後平成 30 年に一旦減少しましたが、令和元年に 9 人、令和 2 年に 17 人と再び増加しています。令和 5 年は 12 人であり高い水準でした。

図表 1 清瀬市の自殺者数の推移 (H21～R5)

単位：人

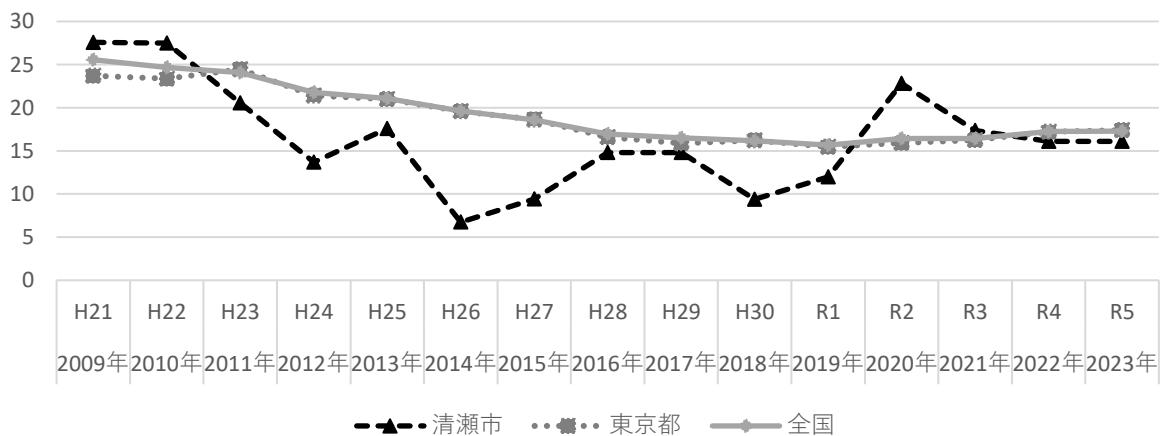


資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

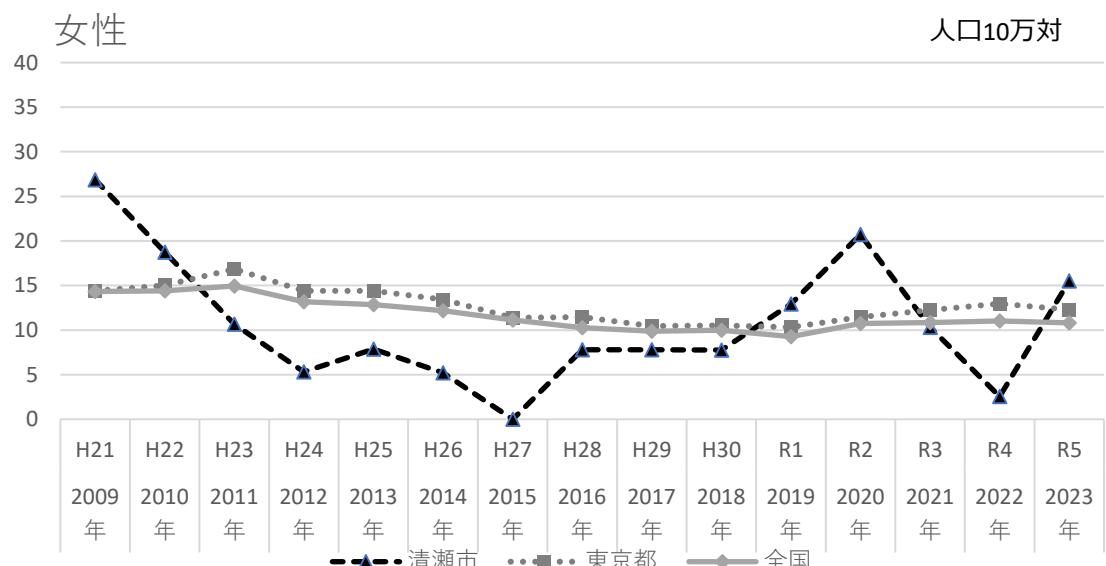
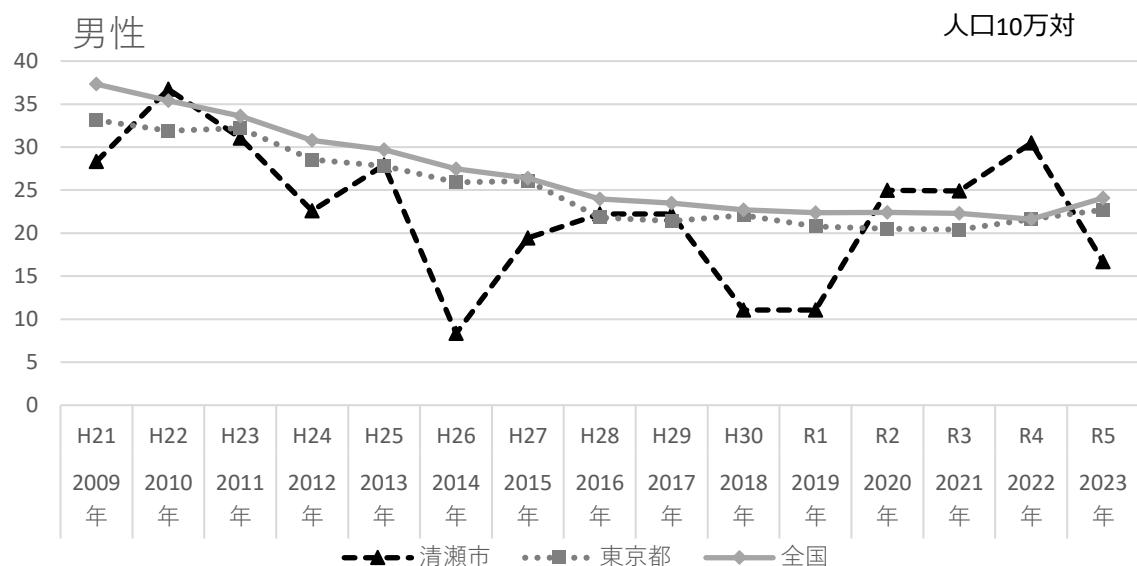
清瀬市の自殺死亡率は、全国、東京都と同様に減少傾向にありました。その後増加、減少をくり返し、新型コロナウイルス感染症の流行が本格化した令和 2 年は全国、東京都を大きく上回りました。その後再び減少傾向にあり、令和 5 年は全国、東京都と同程度の死亡率でした。

図表 2 清瀬市の自殺死亡率の推移 (H21～R5)

人口 10 万対



男女別の内訳をみると、自殺死亡率は男女ともに平成 23 年以降、概ね全国・東京都を下回っていましたが、男性は令和 2 年から全国・東京都を上回り、令和 5 年に下回りました。女性は令和元年・令和 2 年と全国・東京都を上回り令和 3 年 4 年は下回りましたが令和 5 年に再び上回りました。



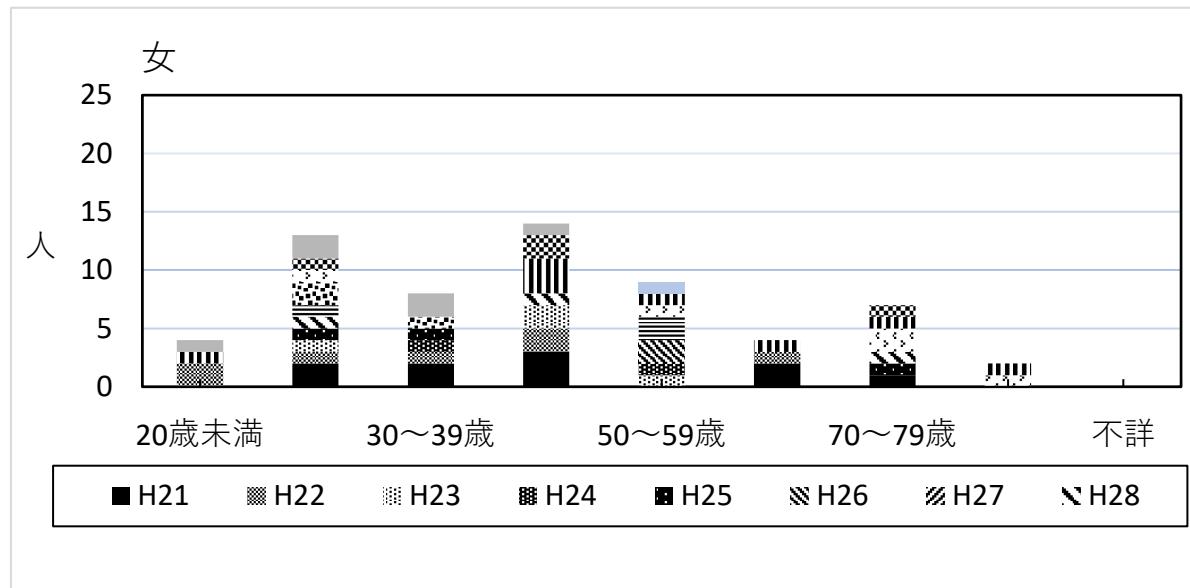
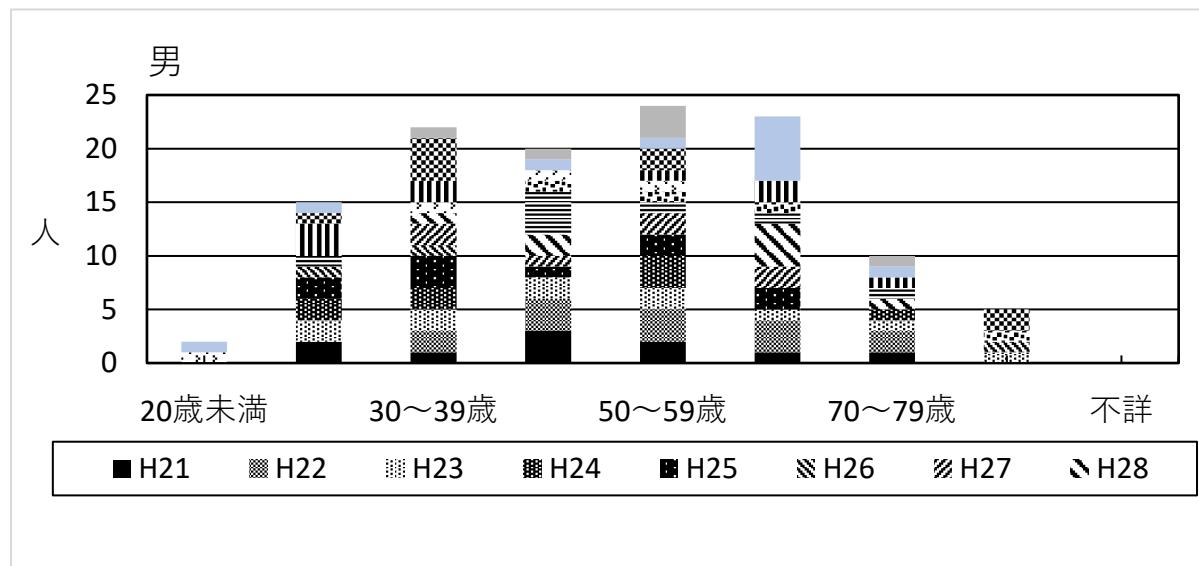
資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

2. 性・年齢別自殺者数及び自殺死亡率の状況

(1) 性・年齢別自殺者数

平成 21 年から令和 5 年の 15 年間の清瀬市の自殺者数をみると、男性は 50 歳代が、女性は 40 歳代が最も多く、令和 5 年では男性は 50 歳代、女性は 20 歳代、30 歳代が多くなっています。

図表 3 清瀬市の年齢別自殺者数 (H21～R5)



資料:厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

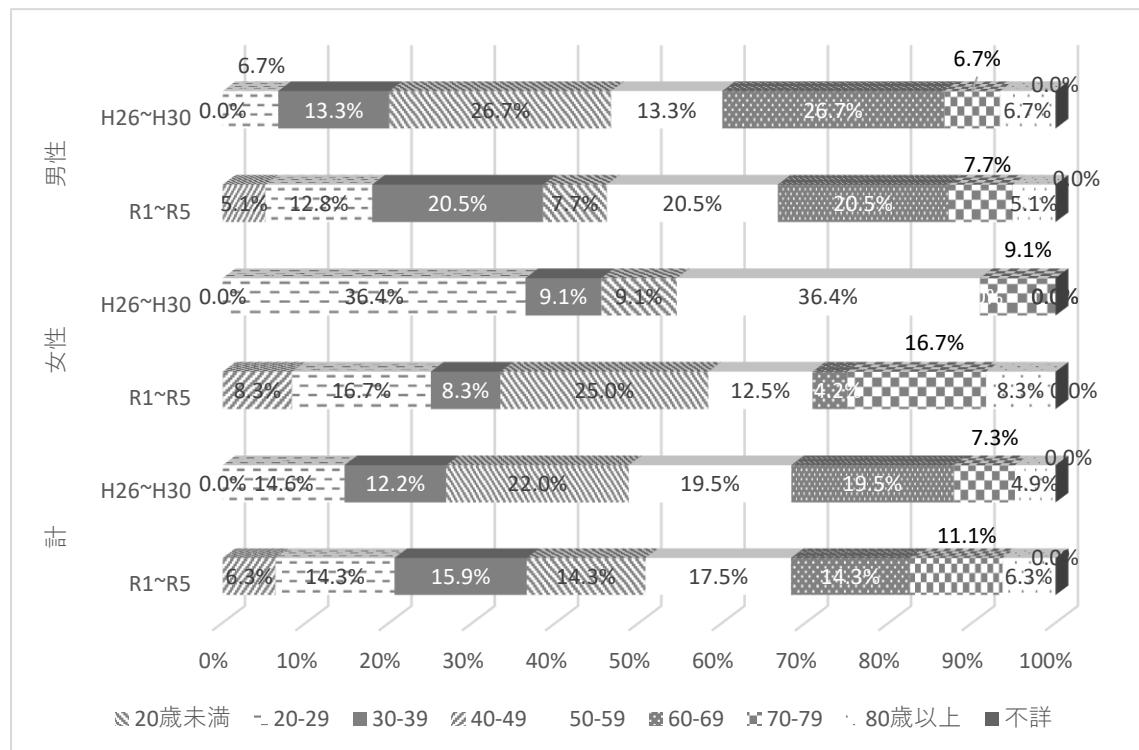
(2) 性・年齢別自殺者数の割合 (H26～R5 合計)

平成 26 年から平成 30 年までと令和元年から令和 5 年までの清瀬市の自殺者数を比較すると、平成 30 年までの 5 年計には 0% であった 20 歳未満の若年者の割合が、令和 5 年までの 5 年計では、全体の 6.3% を占めました。

男女別にみると男性では 5.1%、女性では 8.3% を占めました。

また、全体では 30 歳代が 12.2% から 15.9% に増加し、70 歳代が 7.3% から 11.1% に増加しています。

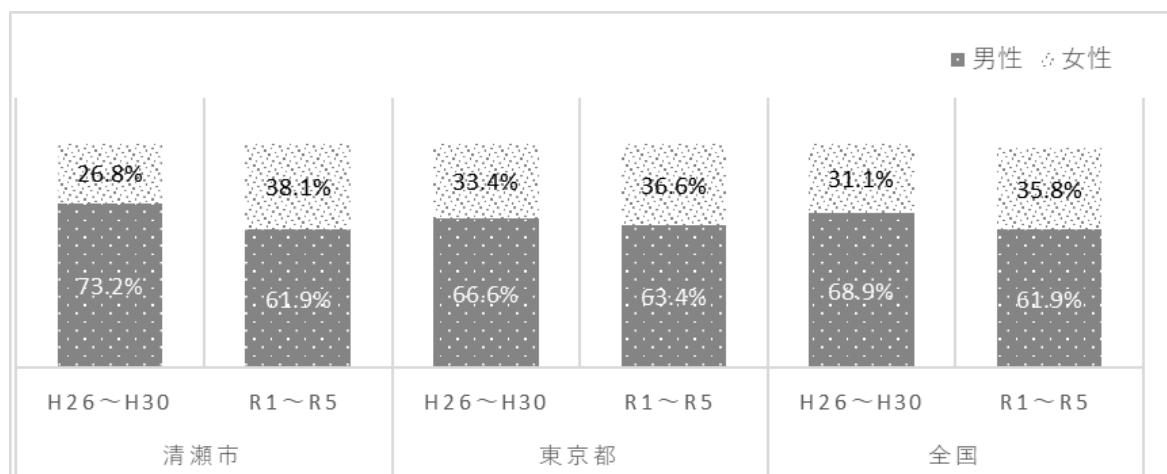
図表 4 清瀬市の自殺者数の割合比較 (性別・年齢別)



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

性別の割合をみると、清瀬市では平成 30 年までの 5 年計では、男性では約 7 割、女性では約 3 割近くを占めていましたが、令和 5 年までの 5 年計では男性では約 6 割、女性では約 4 割となり、女性の割合が増加しました。全国・東京都においても男女の割合の変動がみられます。

図表5 自殺者数の割合（性別）（H26～H30とR1～R5の比較）

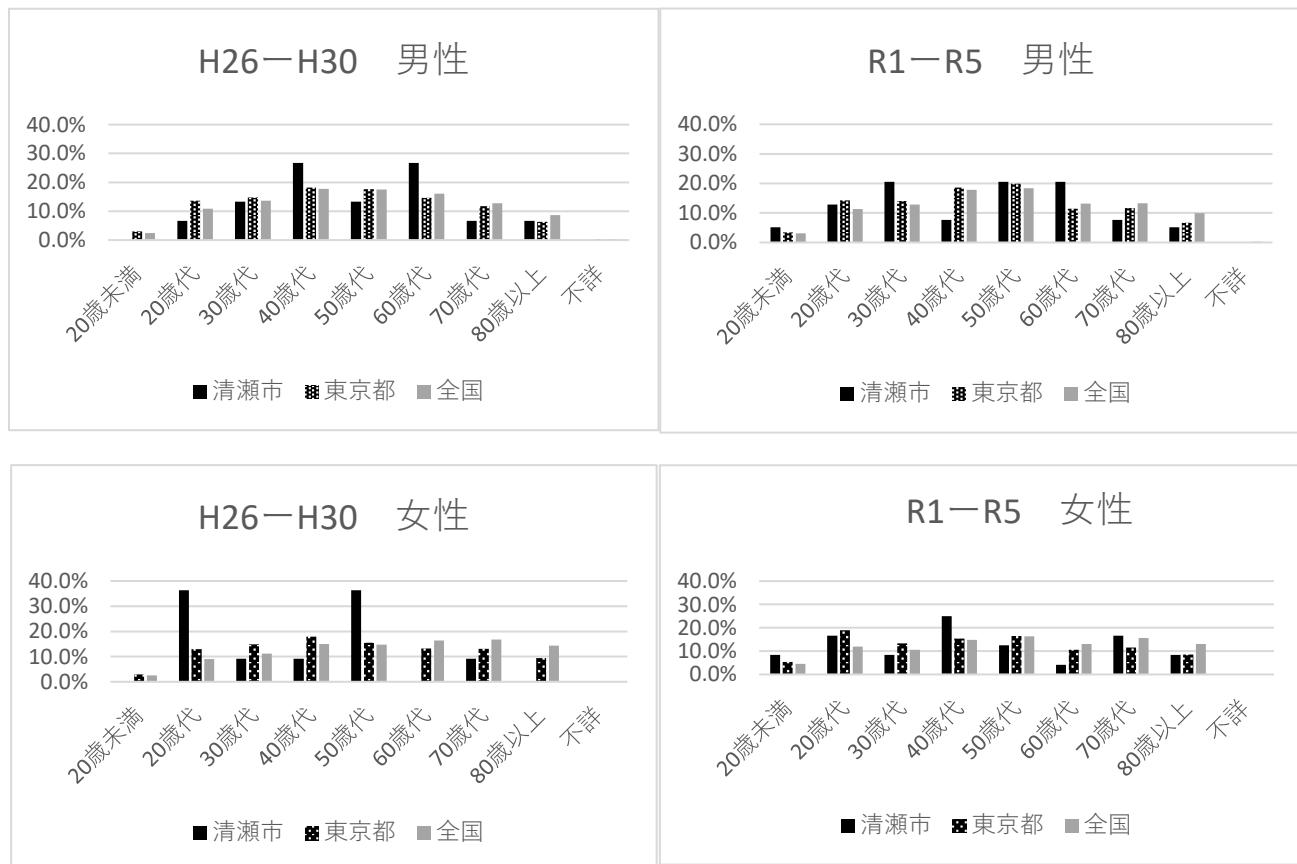


資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

また、性・年齢別にみると、令和5年までの5年計では、男性では30歳代、50歳代、60歳代が全国・東京都と比べて高く、女性では20歳未満、40歳代、70歳代が高くなっています。

清瀬市では令和5年までの5年計を平成30年までの5年計と比較すると、男女ともに20歳未満の割合が高くなり、男性では40歳代が低下し、女性では20歳代、50歳代が低下、40歳、60歳、80歳が増加しています。

図表6 自殺者数の割合比較（性・年齢別）



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

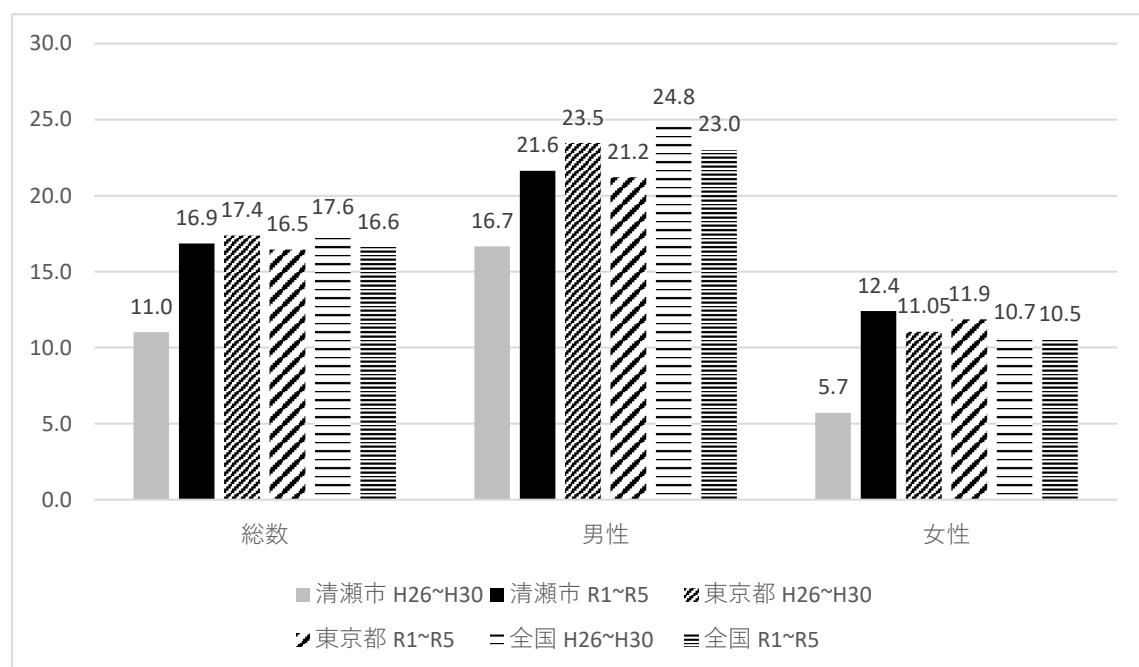
(3) 性・年齢別自殺死亡率の割合 (H26~R5 合計)

清瀬市の自殺者数における人口 10 万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率をみると、総数では、平成 26 年から平成 30 年までの 5 年計は全国・東京都と比べて低く、令和元年から令和 5 年までの 5 年計は同水準となりました。

特に女性の令和 5 年までの 5 年計をみると、清瀬市は全国・東京都と比べてやや高くなりました。

図表 7 自殺死亡率比較 (性別)

人口 10 万対



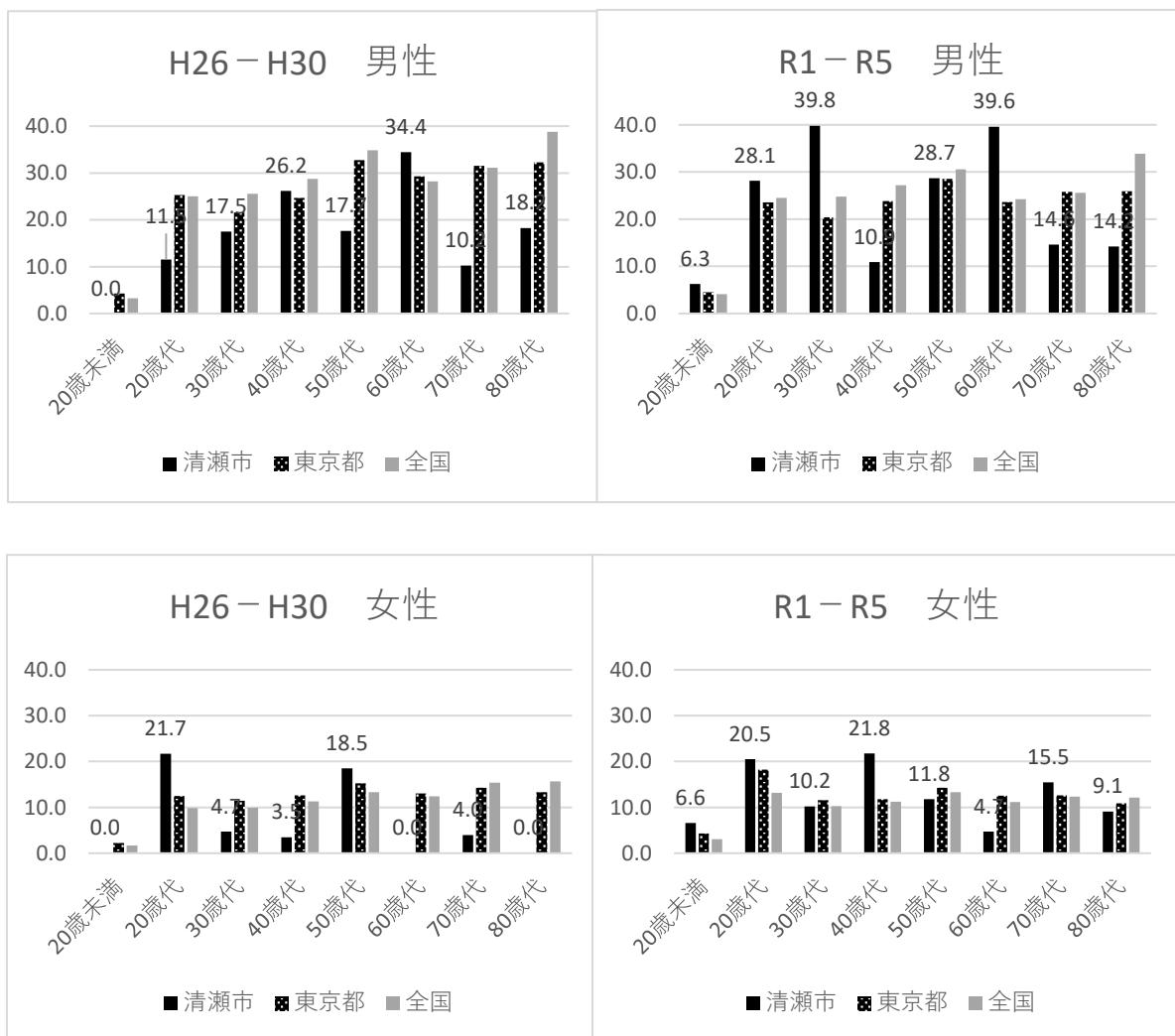
資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

自殺死亡率を性・年齢別にみると、男女ともに、平成 30 年までの 5 年計にはみられなかった 20 歳未満が、令和 5 年までの 5 年計ではみられました。

令和 5 年までの 5 年計では、全国・東京都と比較すると、男性では 20 歳代、30 歳代、60 歳代の自殺死亡率が高く、女性では 20 歳未満、20 歳代、40 歳代、70 歳代の自殺死亡率が高くなりました。

図表 8　自殺死亡率（性・年齢別）

人口 10 万対



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

※「地域自殺実態プロファイル」は令和 5 年まで公表済

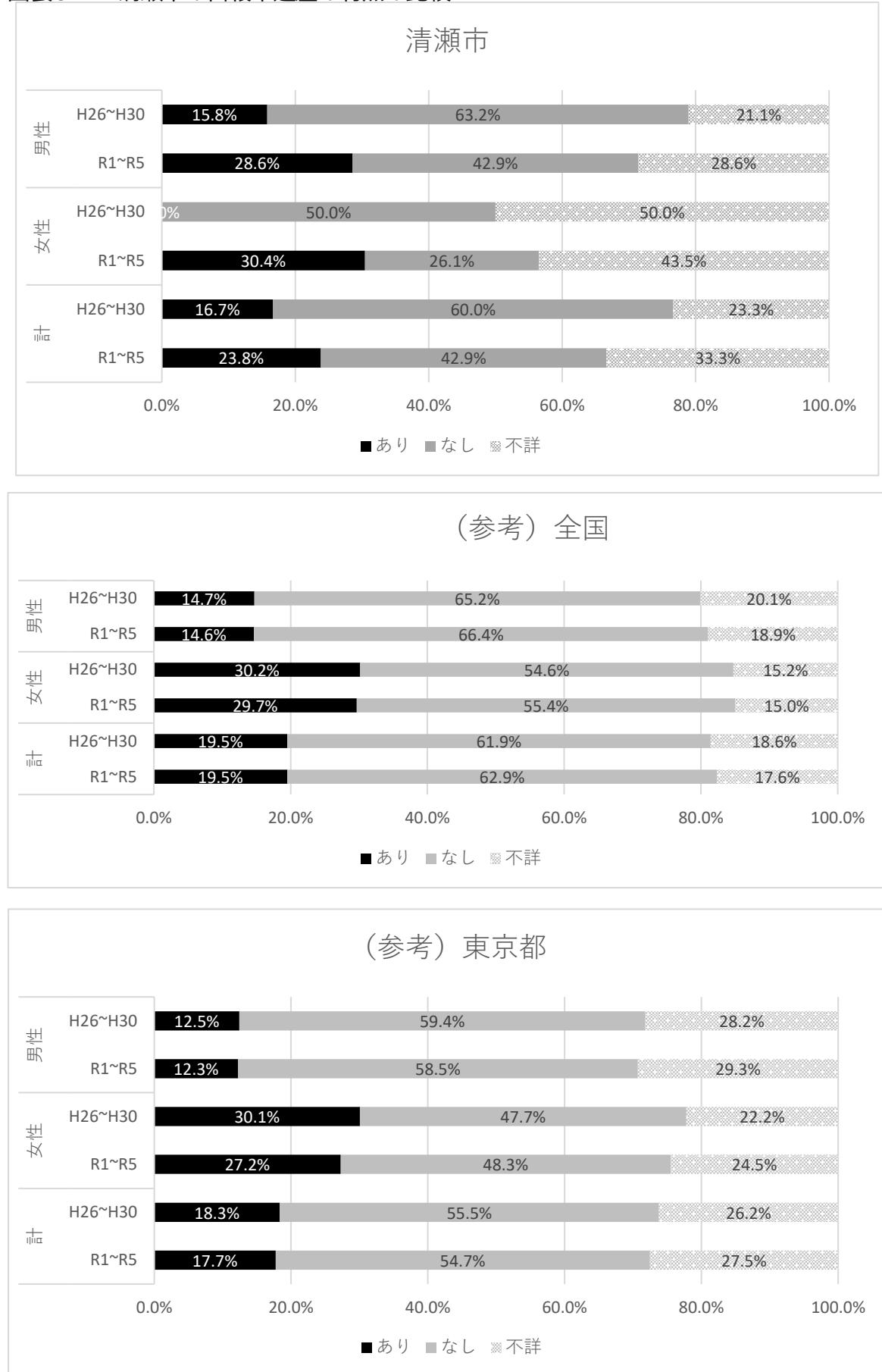
3. 自殺者の自殺未遂歴の状況

平成 26 年から平成 30 年までと令和元年から令和 5 年までの清瀬市における自殺未遂歴を比較してみると、自殺未遂歴ありの割合は 7.1% 増加しました。

性別にみると、男性では 12.8% の増加、女性では 30.4% に増加しました。

全国・東京都と比較すると、清瀬市の令和 5 年までの 5 年計では、男性、女性とも自殺未遂歴ありの割合が高くなりました。

図表9 清瀬市の自殺未遂歴の有無の比較

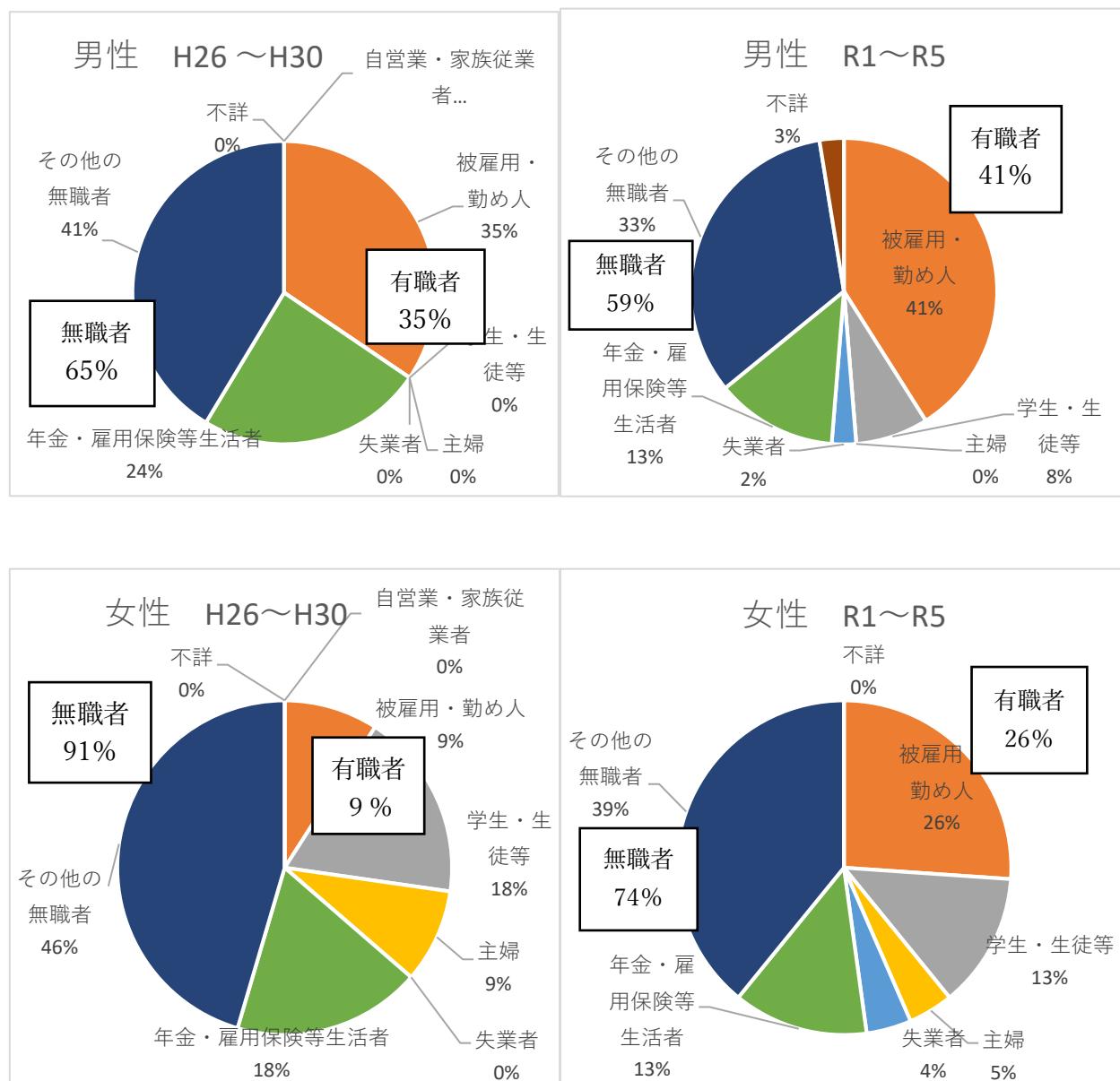


資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

4. 有職者・無職者別自殺の状況

平成 26 年から平成 30 年までと令和元年から令和 5 年までの清瀬市の有職者・無職者別自殺の状況を比較してみると、男性では有職者が 6%、女性では有職者が 17% 増加しました。

図表 10 清瀬市の有職者・無職者及びその内訳比較

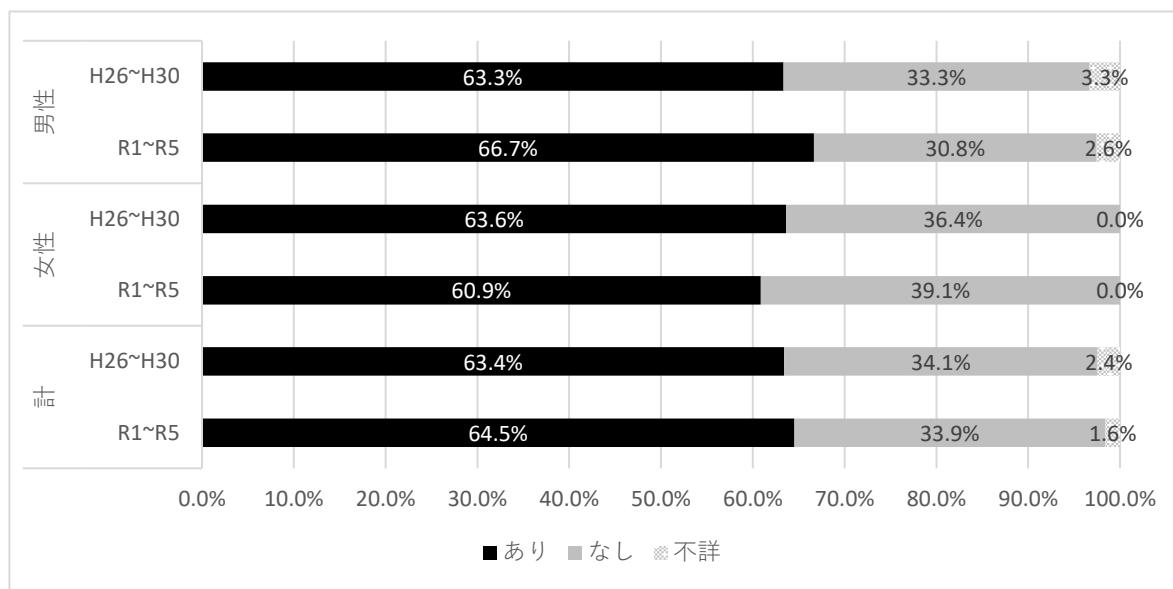


資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

5. 同居人の有無別自殺の状況

平成 26 年から平成 30 年までと令和元年から令和 5 年までの清瀬市の同居人有無別自殺の状況を比較してみると、男性は「同居人あり」、女性は「同居人なし」の割合が増加しました。

図表 11 清瀬市の同居人の有無別自殺者数の割合比較（性別）



資料：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

6. 清瀬市の主な自殺の特徴

自殺の実態について、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、清瀬市において自殺で亡くなる人の割合が高い属性の上位区分が示されています。

令和元年から令和 5 年の自殺者数は合計 63 人（男性 39 人、女性 24 人）でした。

1 位が男性 40～59 歳有職同居、そのうち男性 50 歳代有職同居が 7 人で最も自殺者が多く、2 位が男性 60 歳以上無職独居、3 位が男性 20～39 歳無職同居、4 位は男性 60 歳以上無職同居と上位 4 位まで男性が占め、5 位が女性でした。

図表 12 清瀬市の主な自殺の特徴（令和元年～令和 5 年合計）

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位:男性 40～59 歳有職 同居	8	12.7%	20.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位:男性 60 歳以上無職 独居	6	9.5%	84.6	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
3 位:男性 20～39 歳無職 同居	5	7.9%	78.5	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4 位:男性 60 歳以上無職 同居	5	7.9%	20.7	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
5 位:女性 60 歳以上無職 独居	4	6.3%	24.2	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

※「地域自殺実態プロファイル」は令和 5 年まで公表済

図表 12 にある「背景にある主な自殺の危機経路」の列には、それぞれの抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

第3章 これまでの清瀬市の自殺対策の取組と結果

1. 自殺対策を通じて達成すべき当面の目標値と実績値

【自殺死亡率の減少】

第1次清瀬市自殺対策計画では、国の自殺総合対策大綱における全国の数値目標及び東京都における東京都自殺総合対策計画に合わせ、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比較して30%以上減少させることを目標としていました。

清瀬市の令和5年の自殺死亡率は16.1であり、目標値である6.6には、9.5の差があり目標を達成できていません。

第1次清瀬市自殺対策計画策定が平成31年3月でしたが、その年の末に中国で新型コロナウイルス感染症が発生し、世界的に流行の兆しが見え、翌年の令和2年には日本においても感染が広まり緊急事態宣言の発令等社会情勢が大きく変化し、出口の見えない不安感が広がっていました。

清瀬市では令和2年に22.8という高い数値となり令和3年から令和5年においても16.0を超える高い水準で推移しています。これはコロナ禍という特殊な状況下で自殺の要因となり得るさまざまな問題が悪化したと考えられます。

清瀬市の自殺死亡率の目標値と実績値

	平成27年 (2015年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
成果目標	—	令和8年度までに自殺死亡率を6.6以下にする				
実績値	9.4	12.0	22.8	17.4	16.0	16.1

2. 基本施策における目標値と実績値

第1次自殺対策計画では以下の4つの基本施策を掲げており、基本施策1から3は数値目標を設定しています。ここでは、数値目標を示している基本施策1から3について、目標値と実績値を比較します。

基本施策1 地域におけるネットワークの構築・強化

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

基本施策3 市民への啓発と周知

基本施策4 生きることの促進要因を増やす取組

基本施策 1 地域におけるネットワークの構築・強化

自殺対策の推進にあたって、その基盤となるのは、庁内、関係機関や地域団体等における様々な取組や事業が自殺対策に関連があると認識すること、そして、自殺対策と地域におけるネットワークの構築・強化と考え、自殺の要因となり得る分野（リスクや対応に関係する部署）との連携強化と認識の共有化を図ることなどにより、どこに相談しても適切な支援を受けることができる体制の構築に努めました。

【清瀬市自殺対策推進本部会議】

庁内の各部署が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、市長を本部長、副市長を副本部長とし、部長を本部員とした清瀬市自殺対策推進本部を設置し、毎年3月に清瀬市自殺対策推進本部会議を開催しました。

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
成果目標	令和5年度までに年1回の開催					
実績値	年1回	年1回	年2回	年1回	年1回	年1回

【自殺対策庁内連絡会】

庁内の各部署に係長級の自殺対策推進リーダーを置き、連絡会にて情報共有や研修を行い、庁内連携を図り、相談支援体制を強化しました。また、自殺のリスクが高いと思われる人への対応が早期かつ着実に行われるよう、対応状況の整理や関係部署への照会などを実施し、途切れることのない確実な対応・フォローの実現を推進しました。

さらに、必要に応じて、外部から自殺対応に造詣の深い専門家をファシリテーターとして招き事例検討会を開催し、各種制度等の理解を深め、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化を図りました。

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
成果目標	令和5年度までに年2回の開催					
実績値	年1回	未実施	年1回	年1回	年2回	年2回

【清瀬市自殺対策連絡協議会】

市民、医療、福祉、教育、労働等の関係機関や地域団体、庁内の関係部署等で構成する清瀬市自殺対策連絡協議会を設置し、情報共有や研修等を通じ、円滑な連携・協力体制を構築しました。

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
成果目標	令和5年度までに年1回の開催					
実績値	—	—	未実施	年1回	年1回	年1回

基本施策2　自殺対策を支える人材の育成

清瀬市では、平成24年度より市職員、民生・児童委員、健康づくり推進員等を対象としたゲートキーパー研修を実施してきました。また、市職員や様々な分野の専門職や関係者だけではなく、市民を対象とした研修も開催し、地域のネットワークを担う人、支える人となる人材の育成に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により対面による研修の開催が難しくなりましたが、オンラインや動画による配信を行うなど工夫をして人材育成の継続を図りました。

【ゲートキーパー研修を受講した市職員の割合】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
成果目標	令和5年度までに職員の50%以上（約350人）の受講					
実績値	29人	未実施	67人	55人	160人	48人

自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、自ら相談することができない人も支援につなげができるよう、市職員向けにゲートキーパー研修を行いました。

※令和元年度から令和6年度までの間に359人が受講していますが、目標は令和5年度までに約350人の受講でしたので達成できませんでした。

【ゲートキーパー研修を受講した市民等の人数】

	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
成果目標	令和 5 年度までに市民 150 人（年間 30 人）の受講					
実績値	39 人	66 人	33 人	43 人	36 人	39 人

市民や地域で様々な活動を展開している地域団体を対象にゲートキーパー研修を行い、身近な地域で支え手を育成することにより、近くにいる人のちょっとした変化や何かおかしいというサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援へつなぐという、地域の見守り体制の強化を図りました。

※令和元年度から令和 6 年度までの間に、256 人（平均 42.6 人）が受講し、目標値を達成しています。

【ゲートキーパー研修受講者のうち「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合】

	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)
成果目標	令和 5 年度までに 80% 以上					
実績値	92.1%	88.9%	97.0%	95.0%	96.0%	83.0%

※令和 6 年度、83.0% は理解が深まったと回答しており、目標値を達成しています。

基本施策3 市民への啓発と周知

講演会やリーフレット等を活用したわかりやすい相談窓口情報の発信を行うとともに、9月と3月の東京都の自殺対策強化月間には市報に相談窓口の一覧の掲載、西武鉄道（株）や東京都、自殺対策関連団体等と連携し清瀬駅前での街頭キャンペーンなど集中的な啓発活動を行いました。

目標値の達成状況は、実績値は上がっていますが、元々自殺対策に関心のある集団でのアンケートからの数値であるので、一般的な市民ではもっと低いことが考えられます。

【ゲートキーパーという言葉及びその役割を知っている市民の割合】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
成果指標	令和5年度までに50%					
実績値	15.4%	34.0%	41.2%	68.0%	62.5%	56%

（ゲートキーパー研修終了アンケートより集計）

【専門の相談窓口や電話相談があることを知っている市民の割合】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
成果指標	令和5年度までに70%					
実績値	78.9%	63.3%	58.8%	83.0%	57.5%	74%

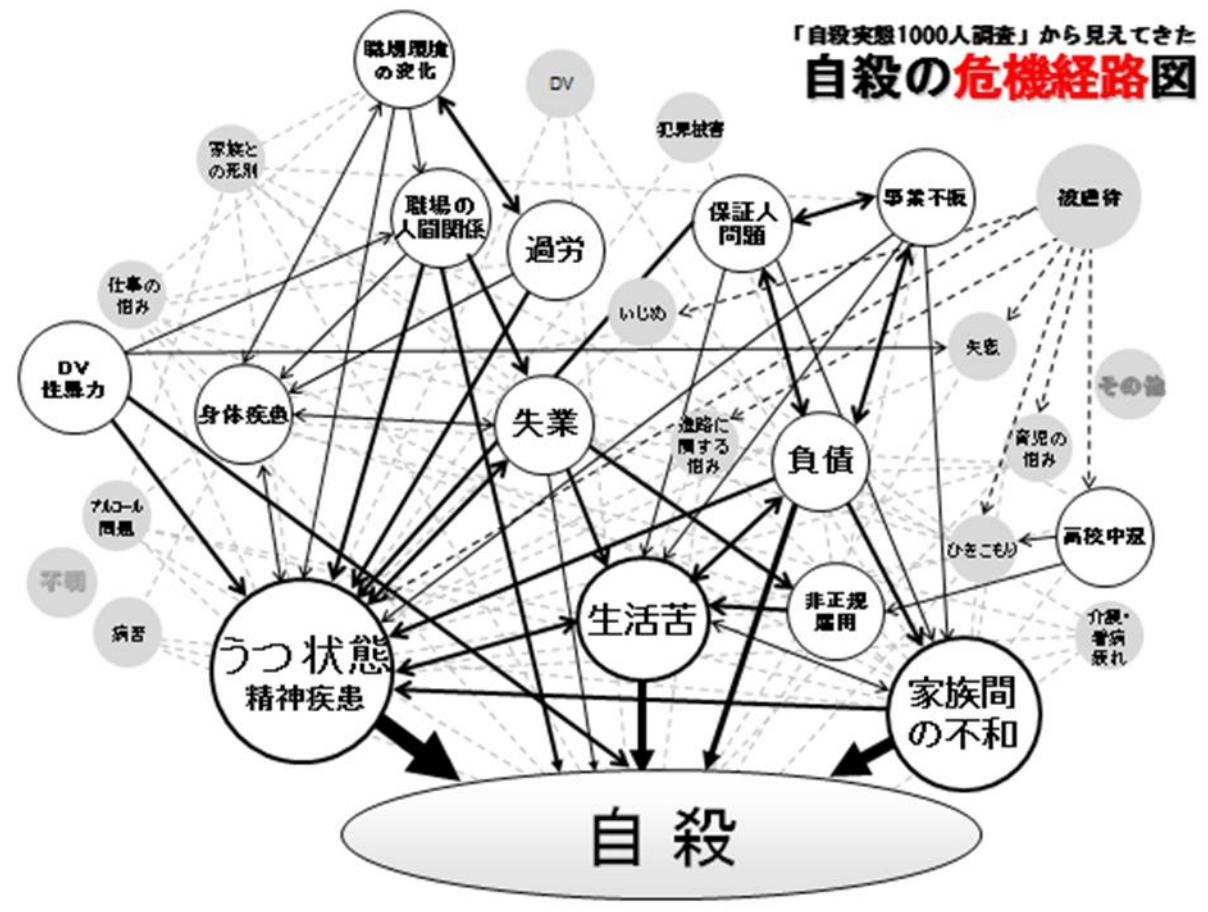
（ゲートキーパー研修終了アンケートより集計）

【自殺予防週間、自殺対策強化月間にについて知っている市民の割合】

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
成果指標	令和5年度までに70%					
実績値	39.2%	40.0%	39.4%	76.0%	69.0%	51%

（ゲートキーパー研修終了アンケートより集計）

図表 15 自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）



資料：NPO法人ライリンク「自殺実態白書2013」

図表 15 は、NPO 法人ライフリンクが行った 500 人以上の自殺で亡くなった方についての自殺実態調査から見えてきた自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）です。円の大きさは、要因の発生頻度を表しており、円が大きいほどその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。自殺の直接的な要因としては、うつ状態の円が最も大きくなっていますが、うつ状態になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しており、自殺で亡くなった人は平均 4 つの要因を抱えていたこと、それらの要因の連鎖のプロセスは、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。

第4章 清瀬市における基本的な考え方

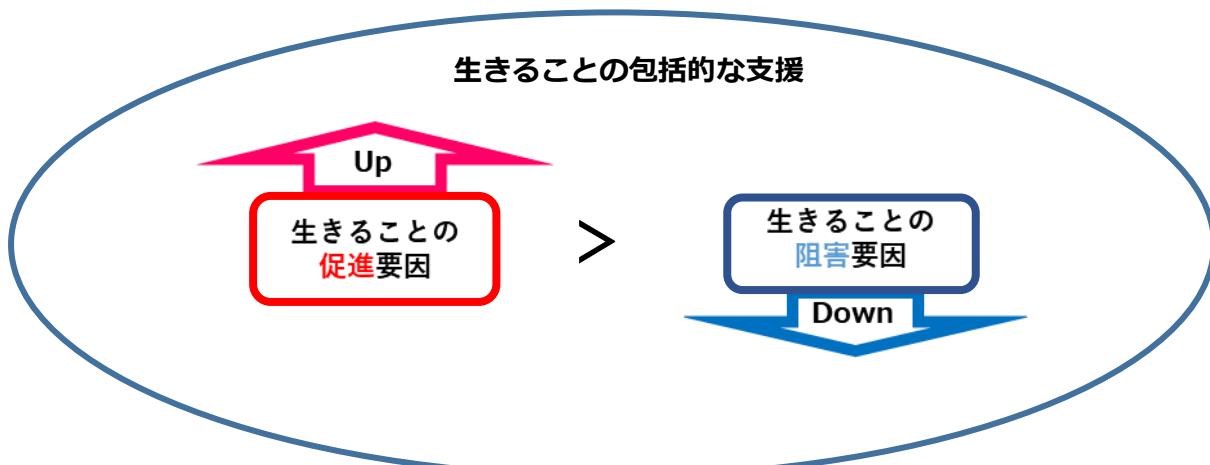
令和4年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、清瀬市の自殺の状況を鑑み、清瀬市では前計画で定めた自殺対策における「基本的な考え方」を本計画に引継ぐとともに、新たに「自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮」を加えて自殺対策の推進を図ります。

1. 生きることの包括的な支援として推進
2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
3. 対応のレベルと段階に応じたさまざまな施策の効果的な運動
4. 実践と啓発を両輪とした推進
5. 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮（新）**

1. 生きることの包括的な支援として推進

自殺は単純に一つの事象が原因で引き起こされるものではないとされています。個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスクの要因）」が上回ったときに自殺のリスクが高まるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけではなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。



2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ^{注4}等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果をさらに高めるため、様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、自殺対策事業と連携の深い精神科医療、保健、福祉等の各施策との連動性を高めて、誰もが適切な精神保健福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

3. 対応のレベルと段階に応じたさまざまな施策の効果的な連動

自殺対策は、自殺リスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力にかつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校においては、児童生徒等を対象とした「SOS の出し方に関する教育」^{注5}を実施すること、地域においては、孤立を防ぐための居場所づくりや、様々な年代の市民が交流することができる機会を増やすことにより、つながりを深める地域づくりを推進することが重要です。

4. 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、こうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに助けを求めてよいということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

すべての市民が、身近にいる人の自殺のサインを早期に察知し、精神科医等の専門家につなぐとともに、こうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

5. 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない清瀬市」を実現するためには、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民一人ひとりが連携・協働して市を挙げて自殺対策を総合的に推進していくことが必要です。そのためには、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築し、主体的に取り組んでいく環境をつくることが重要です。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穀への配慮

自殺の理由の安易な決めつけ、憶測による批判及び同情は故人の尊厳を深く傷つける行為です。また、自殺した事実が公になることで、遺族が近隣や職場から偏見の目で見られたり、差別を受けたりする場合があります。自殺者の親族は、大切な人を失ったことによる深い悲しみや自責の念に加え、世間的好奇の目や心ない噂、誹謗中傷にさらされることで、さらなる精神的苦痛を受けることになります。

こうした二次的な被害を防ぐためにも、本人の名誉を守るプライバシー保護が重要となります。

自殺対策に携わる者はこのことを認識して自殺対策に取り組むよう普及啓発を進めます。

図表 17 三階層自殺対策連携モデル (TIS モデル)



資料：自殺総合対策推進センター

注 4 性的マイノリティ

性的少数者といわれ、性的マイノリティを総称する際に「LGBTQ」が使用されることもある。
 L) レズビアン（同性を好きになる女性）、G) ゲイ（同性を好きになる男性）、B) バイセクシャル（両性を好きになる人）、T) トランスジェンダー（からだの性とこころの性が異なる人）
 Q) クエスチョンング/クィア（クエスチョンング：自分の性のあり方を決めない人 クィア：性的マイノリティを包括する言葉）

注 5 「SOS の出し方に関する教育」

学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてよいということを学ぶ教育

第5章 清瀬市における自殺対策に関する取組

1. 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」では、すべての市町村が共通して取り組むべきとされているものを「基本施策」、各市町村の自殺の実態を踏まえ、その地域で特に重点的に対応すべき対象に対する施策を「重点施策」として位置付け、それぞれを実施するように求めています。清瀬市においても、基本的にこの枠組みに従って、施策体系を構成しています。

「基本施策」は、自殺対策を推進する上で欠かすことができない基盤的な取組であり、「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」の4段階とし、「危機対応」を除く3段階の施策については、市民を対象とした各分野における行政サービスを、「生きることの包括的な支援」として強化していくことで実現していきます。「危機対応」については、東京都の施策である24時間年中無休対応の相談窓口、医療機関や保健所、警察、相談機関等の支援相談窓口などとの連携や同施策の地域における啓発を強化するとともに、関係機関との連携体制の検討を進めていきます。

「重点施策」は、「勤労者」「無職者・失業者・生活困窮者」「高齢者」「子ども・若者・子育て世代」、「生きづらさを抱えた人」、「女性」に焦点をあて、人生の様々なライフステージとその時々の社会生活のあらゆる場面にある自殺の要因等を抱える人に対して、関係機関との連携を密に図り、進めています。また、「事前対応の更に前段階での取組」としている「SOSの出し方に関する教育」については、重点施策である「子ども・若者・子育て世代」に含めています。

＜生きることの包括的な支援の取組＞

5つの基本施策

- ・地域におけるネットワークの構築・強化
- ・自殺対策を支える人材の育成
- ・市民への啓発と周知
- ・生きることの促進要因を増やす取組
- ・自殺未遂者等への支援に関する情報提供等

6つの重点施策

- ・勤労者への支援
- ・無職者、失業者、生活困窮者への支援
- ・高齢者への支援
- ・子ども、若者、子育て世代への支援
- ・生きづらさを抱えた人への支援
- ・女性への支援

自殺対策を推進する上で

欠かすことのできない取組

強化すべき対象群

2. 基本施策

「基本施策」は、地域における自殺の状況如何に関わらず、あらゆる地域の住民がそれらの取組を通じた支援を受けられるよう、自殺対策基本法の趣旨を踏まえて、すべての地方公共団体で実施されるべき施策として定められたものです。

自殺総合対策大綱の改訂及び清瀬市の実態を踏まえて、前計画の4つの基本施策「地域におけるネットワークの構築・強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「市民への啓発と周知」、「生きることの促進要因を増やす取組」に「自殺未遂者等への支援に関する情報提供等」を加えて今計画では5つの基本施策とします。

基本施策 1 地域におけるネットワークの構築・強化

自殺対策の推進にあたって、その基盤となるのは、府内、関係機関や地域団体等における様々な取組や事業が自殺対策に関連があると認識すること、そして、自殺対策と地域におけるネットワークの構築と強化です。困りごとを抱えている人の早期発見には自殺対策に特化したネットワークだけでなく、まちづくりや防災組織、子ども、高齢者などの他の事業を通じて地域に構築・展開されているネットワークと自殺対策との連携、特に、自殺の要因となり得る分野との連携の強化が必要です。どこに相談しても適切な支援を受けることができるよう努めます。

1. 地域におけるネットワークの構築・強化

項目	取組内容	担当課
自治会、円卓会議等とのネットワークの構築・強化	地域のつながりの基盤である自治会や小学校区単位で行われている円卓会議等において、自殺対策の情報共有、ゲートキーパー研修受講の推奨等を実施し、地域の連携体制を強化します。	市民協働課 健康推進課 関係各課
市民活動団体・NPOとのネットワークの構築・強化	市民の居場所づくりに取り組む市民活動団体、NPOなどとの連携を図り、地域で孤立しやすいリスクのある市民も含め、地域のつながりの体制を構築します。	市民協働課 福祉総務課 健康推進課
自殺対策府内連絡会の開催	<ul style="list-style-type: none">・府内の各部署の自殺対策推進リーダーによる連絡会にて情報共有や研修を行い、府内連携を図り、相談支援体制を強化します。・自殺リスクが高いと思われる人への対応が着実に行われるよう、対応状況の整理や関係部署への照会などを実施し、途切れる事のない確実な対応・フォローの実現を推進します。・必要に応じて、支援検討会を開催し、各種制度等の理解を深め、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化を図ります。	健康推進課 関係各課

自殺対策推進本部会議の開催	・府内の各部署が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、市長をトップとした自殺対策庁内推進本部を設置し、推進会議を開催します。 ・自殺対策推進本部会議にて、自殺対策庁内連絡会における機能の強化を含む全庁体制の構築を推進します。	健康推進課
自殺対策連絡協議会・研修会の実施	市民、医療、福祉、教育、労働等の関係機関や地域団体、府内の関係部署等で構成する清瀬市自殺対策連絡協議会において、情報共有や研修等を通じ、円滑な連携・協力体制を構築します。	健康推進課

2. 特定の問題における連携強化

項目	取組内容	担当課
高齢者に関する介護・保健・福祉等の分野との連携強化	社会的な孤立に陥りがちな医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護の連携推進協議会等において、医療や介護サービス提供の課題把握と解決、関係機関の連携を図ります。	介護保険課 健康推進課
精神科医療との連携強化	統合失調症やうつ病、アルコール依存症などを患っている方は自殺のリスクが高い傾向にあるため、専門医や専門機関との連携を図り、必要な医療が受けられるよう環境整備に努めます。	生活福祉課 障害福祉課 健康推進課 関係各課
保護を必要とする児童を支援する事業との連携強化	支援対象者に効果的な支援策を検討・実施することができるよう、要保護児童対策地域協議会等を通じて、連携体制を強化します。	子ども家庭支援センター 教育指導課 関係各課
生活保護事業、生活困窮者自立支援事業との連携強化	自殺対策と自殺リスクの高い生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、事例検討や研修等を通じて、関係機関が連携して支援を行います。	生活福祉課・ 健康推進課
危機対応のための連携強化	現に起こりつつある自殺発生の危機に対応するため、「東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～」やコンビニエンスストアの店舗従業員による児童生徒の自殺防止サポート活動など東京都の対応施策と連携強化を図るとともに、保健所・警察・消防・医療・学校等、関係機関における連携体制の構築に努めます。	健康推進課

【基本施策 1 の目標値】

評価指標	市現状（令和 6 年）	目標値
自殺対策推進本部会議の開催	年 1 回	年 1 回
自殺対策連絡協議会の開催	年 1 回	年 1 回
自殺対策庁内連絡会の開催	年 2 回	年 2 回

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人がいて初めて機能するものであり、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見するためには、市の相談窓口や地域のネットワークなどの様々な関わりの中で、悩みや生活上の困難を抱える人のサインに気づき、必要な相談窓口や支援につなげることが大切です。「気づき」のための人材育成は、自殺対策を推進する上で、もっとも基礎となる重要な取組であり、自ら相談窓口などを訪れることができない状態にある自殺のリスクが高い人をいち早く発見し、必要な対応や支援を図っていくための入り口となるものです。

清瀬市では、これまで市職員のほか、様々な分野の専門職や関係者だけではなく、市民を対象としたゲートキーパー研修を開催し、地域のネットワークを担う人、支える人となる人材を育成してきました。一人でも多くの人が専門性の有無にかかわらず、悩んでいる人に気づき、気持ちに寄り添い、適切な対応を行い、身近な人や地域の人を支える役割を担っていけるよう継続的なゲートキーパーの普及啓発や質の向上に努めます。

1. 様々な職種を対象とした研修の実施

項目	取組内容	担当課
市職員向けゲートキーパー研修の開催	<ul style="list-style-type: none">・自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、自ら相談することができない人も支援につなげができるように、市職員向けにゲートキーパー研修を行います。・自殺の実態を理解し、ゲートキーパーとしての自覚を持ち、市民のちょっと気になるサインに気づき、適切な相談窓口につなげることのできる人材を育成します。	未来創造課 健康推進課
専門職向けゲートキーパー研修の開催	<ul style="list-style-type: none">・保健・医療・介護・福祉・経済・労働・教育等、様々な分野において相談・支援等を行う市職員及び関係団体の専門職に対して、自殺リスクを抱えた市民を適切な相談窓口につなぎ、関係各課及び関係機関等と連携した対応を図ることができるように、ゲートキーパー研修を行います。・それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化を図ります。	健康推進課 関係各課

*受講を推奨する専門職

医師／薬剤師／看護師／保健師／管理栄養士／ソーシャルワーカー／介護支援専門員／介護福祉士／社会福祉士／訪問介護員／精神保健福祉士／ケースワーカー／学童クラブ職員／保育士／養護教諭／教職員／スクールカウンセラー他

2. 市民や地域団体等を対象とした研修の実施

項目	取組内容	担当課
市民や地域団体向けのゲートキーパー研修の開催	市民や地域で様々な活動を展開している地域団体を対象にゲートキーパー研修を行い、身近な地域で支え手を育成することにより、近くにいる人のちょっとした変化や何かおかしいというサインに気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援へつなぐという、地域の見守り体制の強化を図ります。	健康推進課 関係各課

*受講を推奨する地域団体・従事者等

民生・児童委員／人権擁護委員／健康づくり推進員／ふれあい協力員／認知症サポーター／生活支援コーディネーター／地域福祉コーディネーター／自治会／P T A／シニアクラブ／サロン活動団体／ファミリー・サポート・センター／きよせボランティア・市民活動センター登録団体／消防団／シルバーパートナーシップ／人材センター／子ども食堂／放課後子ども教室／都営巡回員／商業施設／コンビニエンスストア／郵便局／学習塾／新聞販売店／配食業者／金融機関他

【基本施策 2 の目標値】

評価指標	市現状（令和 6 年）	目標値
市民向けゲートキーパー研修開催回数及び受講人数	年 1 回 39 人	年 1 回以上 年間 50 人以上
専門職向けゲートキーパー研修の回数及び受講人数	—	年 1 回 年間 30 人
職員向けゲートキーパー研修開催回数及び受講人数	年 1 回 48 人	年 1 回以上 年間 50 人以上

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、必要な支援につなげ、見守る人のことです。ゲートキーパーを養成することは、世界各国で効果的な自殺対策の一つとして取り組まれています。

あなたも ゲートキーパー に！

特別な資格は不要です

気づく

受け止める

つなぐ

見守る



仕事や日常生活のなかで出会う人に、「表情が暗い」「元気がない」など、気になる様子があつたら、声をかけ、「心配している」というメッセージを伝えましょう。どんなサインも見逃さないことが大切です。

◆声かけの例

「どうしたの？」
「なにか困っていることはない？」
「最近眠れている？」

丁寧な態度を心がけ、本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう。ただ聴くだけではなく、相手の気持ちを自分のことのように感じ、共有することが重要となります。

◆共感を表す言葉

「辛かったね」
「よく耐えてきたね」

××言ってはいけない言葉××
例：「頑張れ」「命を粗末にするな」「どうにかなるよ」
本人を責めたり、叱咤激励したり、世間一般の常識を押し付けるようなことはさけましょう。

抱え込んでいる悩みや問題を聴いたら、早めにその悩みや問題に応じた専門の相談機関に相談するように促しましょう。

※ゲートキーパーひとりで抱え込む必要はありません。関係機関へつなぎましょう。



心のサインに気づき、抱えている悩みや問題を聴いて、相談機関につないだとしても、今までどおり自然な雰囲気で声をかけたりして、あたたかく寄り添いながら、じっくりと焦らずに見守りましょう。



悩みを抱えた人は、人に悩みを言えない、どこに相談に行ったら良いのか分からぬ、どのように解決したら良いのか分からぬ等の状況に陥ることがあります。

周囲の人々が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人人がゲートキーパーとして活動することが必要です。しかし、ゲートキーパーがひとりで、悩みを抱えた人を支援したり、抱え込む必要はありません。関係機関とつなぎ、ともに見守りましょう。



基本施策 3 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して、相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、問題を抱えたときに適切な支援を受けることはできません。講演会やリーフレット・SNS等を活用したわかりやすい相談窓口情報の発信を行うとともに、特に地域や学校、家庭と連携した積極的な啓発活動を行います。さらに、危機に陥った人の心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合は誰かに助けを求めてよいということが地域全体の共通認識となるよう、市民の理解の促進を図ります。また、自殺率が高い働き盛りの男性に向けての周知方法を検討します。

1. リーフレット等啓発グッズの作成と周知

項目	取組内容	担当課
自殺予防週間、自殺対策強化月間における普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）において、図書館での特設ブースやパネル展示、関係機関・地域団体と連携したポスター、リーフレットの配布等を通じて、自殺対策に関する理解が深まるよう努めます。 ・ゲートキーパー研修を受講した市職員は、危機に陥った場合は、悩みや困難を抱え込まず、誰かに助けを求めてよいということを市民が理解し行動できるよう、普及啓発に努めます。 	健康推進課 関係各課
リーフレット等を活用した周知	<ul style="list-style-type: none"> ・市で作成しているリーフレットや封筒に相談窓口情報を掲載する等、関係各課と連携した情報発信に努めます。 ・相談窓口やこころの健康情報等が掲載されたリーフレットを窓口に設置し、誰もが必要時に情報を得られる環境づくりの強化を図ります。 	健康推進課 関係各課
「いのちを守る（仮）カード」の配布	相談窓口のホットラインが記載された手に取りやすいカード型のリーフレットを作成し、学校や市内公共施設をはじめ、公共交通機関、商業施設など市民の利用が多い場所での設置や配布が出来るように環境整備を進め、誰もが相談窓口の情報を入手し、携帯できるよう努めます。	健康推進課 関係各課

2. 講演会及びイベント等の開催

項目	取組内容	担当課
きよせ健幸大学講演会、公共交通機関等と連携した普及啓発イベントの開催	うつ病等の自殺に関連がある疾患の知識を深めることを目的とした講演会の開催、市民まつりや市内の3大学での学園祭、スポーツイベント、公共交通機関と連携したイベント等にて、自殺の実態やゲートキーパーの役割、相談窓口など自殺に関する情報発信を行います。	健康推進課 関係各課

3. 各種メディア媒体、地域、学校等と連動した普及啓発

項目	取組内容	担当課
広報紙やメディアを活用した普及啓発	広報紙、インターネット・SNS、市内掲示板などの媒体を活用し、自殺の実態やゲートキーパーの役割、こころの健康を意識することの重要性、相談窓口等の普及啓発を行います。	健康推進課 関係各課
地域団体等と連携した普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体の広報紙の紙面を利用し、「こころの相談窓口」を記載する等、地域団体等と連携を図り、地域に密着した活動を利用した積極的な情報発信を行います。 ・地域団体での総会や説明会をはじめ、地域の方々が集う機会や場所を利用した啓発活動を行います。 	健康推進課 関係各課

学校と連携した児童・生徒への相談窓口の周知	市内の小学生・中学生を対象とした相談窓口一覧を掲載したリーフレットを配布し、相談窓口の情報発信を進め、悩みなどを抱え込まず誰かに助けを求めてよいというメッセージを発信していきます。	健康推進課 教育指導課
家族の見守る力の強化	家族の体調の変化や気分の落ち込み、眠れないなどの異変に対して、適切な医療機関や相談できる窓口の情報、見守り方などの対応に関する情報発信を行い、家族の見守る力の強化を図ります。	健康推進課

【基本施策 3 の目標値】

評価指標	市現状（令和 6 年）	目標値
広報誌等での自殺対策啓発	年 2 回	年 2 回
官民共同による清瀬駅前でのチラシ配布による啓発活動	年 2 回	年 2 回
相談窓口案内カード型リーフレットの作成・設置	—	全公共施設のトイレに設置
心の健康に関する講演会の実施	1 回	年 1 回以上
悩みや不安があるとき相談できる場所や人を知っている人の割合	—	増やす
悩みや不安がある時に相談先や相談相手のいる人の割合	—	増やす
自殺対策の専門の相談場所を知っている人の割合	—	増やす

基本施策 4 生きることの促進要因を増やす取組

清瀬市が実施する様々な事業の中から、「生きる支援」に関連する事業を総動員して、既存の事業を最大限に活かしながら、全庁的な取組として自殺対策を推進します。

さらに、基本方針にもあるように、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺に追い込まれる危険性が高まります。個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組の強化を進めることが重要です。

1. 生きることの促進要因を増やす取組の強化

項目	取組内容	担当課
市民の居場所づくり、支え合いの仕組みづくりの強化	生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱える恐れのある人が、孤立する前に、地域とつながり支援につながることができるよう、居場所づくり、支え合い等を推進します。	健康推進課 関係各課
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・相談対応マニュアルを作成し、相談内容に応じて、関係部署が相互に連携することにより、必要な支援へつなげます。・それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化や支援力の向上を図ります。・相談窓口業務に携わる市職員に対しては、メンタルヘルスに関する研修会や産業医による個別相談等、専門家による支援体制を構築し、担当者の負担軽減を図り、心身の健康保持増進に努めます。	健康推進課 関係各課

基本施策 5 自殺未遂者等への支援に関する情報提供等

自殺未遂者は再度の自殺企図や既遂に至る可能性が高いと言われています。医療機関や消防及び警察等と連携し自殺未遂者に適切な医療的ケアや相談支援が受けられるよう的確な情報提供に努めます。

また、自殺の防止施策に取組むとともに、かけがえのない人を亡くし、深い悲しみを抱えた自死遺族等の気持ちに寄り添い、必要な支援情報等の提供に努めます。

1. 自殺未遂者等への支援に関する情報提供等

項目	取組内容	担当課
自殺未遂者への支援	<ul style="list-style-type: none">・保健所、消防、警察、病院と連携を図り、自殺未遂者への支援についての体制づくりを検討していきます。・関係団体との自殺のリスクアセスメントや自殺未遂者への支援等について、実態の把握や実際の対応などを検討し、支援体制の構築・整備へつなげます。	健康推進課 障害福祉課 関係各課
遺された人への支援	<ul style="list-style-type: none">・市ホームページや市報に各種相談先や相談会の情報を掲載し、自死遺族の方への周知に努めます。・保健所や近隣市と協力し、遺された家族のための会（わかちあいの会など）や思いを共有できる場の情報提供に努めます。	健康推進課 関係各課

【基本施策 4・5 の目標値】

評価指標	市現状 令和 6 年	目標
ハイリスク者への支援のありかたを考えるための多職種による意見交換の実施	—	実施

3. 重点施策

重点施策は、第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月）で示された「当面の重点施策」や、各地域における自殺の実態と実情等を踏まえつつ、地域の「優先的な課題」に対する施策について詳しく提示したものです。地域特性に合った項目を選択し、基本施策に付加することが望まれる施策群です。

地域自殺実態プロファイル2024で推奨されている本市の重点パッケージの分野は「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「無職者・失業者」です。

自殺総合対策大綱の改訂及び清瀬市の実態を踏まえて、前計画の5つの重点施策「勤労者への支援」、「無職者・失業者・生活困窮者への支援」、「高齢者への支援」、「子ども・若者・子育て世代への支援」、「生きづらさを抱えた人への支援」に「女性への支援」を加えて今計画では6つの重点施策とします。

重点施策 1 勤労者への支援

〈勤労者の自殺の現状と課題〉

清瀬市における過去5年間（令和元年から令和5年）の自殺者数63人の内訳をみると、有職者は22人です。

労働力人口の高齢化、技術革新の急激な進展等の著しい社会経済変化は、労働者の職場における安全衛生の面に大きな影響を及ぼしており、自殺予防は、労働者とその家族の幸せを確保するとともに、社会の健全な発展を図るという観点からも重要な課題となっています。

職場での人間関係や長時間労働、転職や異動の環境変化等、勤務の問題をきっかけに退職や失業、非正規雇用などの不安定な雇用などにより、生活困窮や多重債務等の問題が発生し、自殺のリスクが高まる可能性があります。

＜勤労者に対する自殺予防に向けた施策の方向性と主な取組＞

1. 相談体制の強化

勤労者が、職場での人間関係や長時間労働、転職や異動の環境変化等、勤務に関わることに端を発する問題で追い詰められる前に、相談、援助を求めるができるよう関係機関と連携して普及啓発に努めます。また、自殺のリスクのある人は、労働問題や健康問題等、複数の問題を抱えている可能性があるため、事業所・関係機関・医療機関等と連携し、早期に支援ができるよう相談体制の構築を図ります。

小規模事業所は、一般的に従業員のメンタルヘルスが遅れている等の指摘があることから、商工会等の関係機関と連携し、市内事業所を対象に、相談窓口のリーフレットの配布やポスター掲示を通じて、相談窓口の普及啓発を図ります。

さらに、商工会や事業所等の相談対応にあたる職員に、ゲートキーパー研修の受講を推奨し、勤労者を見守る力を養うことにより、自殺のリスクを抱えた勤労者を早期に発見し、支援へつなげる体制の強化を図ります。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
市民相談	<ul style="list-style-type: none">・法律相談、人権身の上相談、土地家屋調査士相談（境界・測量・登記）、不動産取引相談、年金・労働相談、司法書士相談（登記・相続・遺言）、税務相談、行政書士相談（相続・遺言書等の手続）、行政相談、交通事故相談を行います。・相談者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなぎます。	市民協働課
事業者向けワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	事業者、特に100人以下の中小企業向けに、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスなどの情報を提供し、認識と対応を進めます。	男女共同参画センター 産業振興課
就労支援	<ul style="list-style-type: none">・就労経験の少ない若者・非正規等多様な形で働く人への情報提供、講座の実施、ハローワーク情報の提供を行い、就労を支援します。・参加者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなげます。	産業振興課 男女共同参画センター
小口事業資金融資事業	<ul style="list-style-type: none">・市内の事業者向けに事業資金融資の斡旋を行います。・利用者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなげます。	産業振興課
商工会等育成事業	<ul style="list-style-type: none">・市内経済団体である商工会を通じて、事業に関する経営相談や地域振興事業を行います。・相談者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなげます。	産業振興課

事業所・勤労者・家族へ向けた普及啓発	地域団体等と連携した事業所・勤労者・家族へ向けたメンタルヘルスや労働相談に関するリーフレットなどを活用した啓発活動を行います。	産業振興課 健康推進課
ゲートキーパー研修の実施 (地域団体等)	商工会やハローワーク、事業所等の相談に携わる職員を対象に、専門職向けゲートキーパー研修の受講を推奨し、自殺のリスクを抱えた勤労者を早期に発見し、支援へつなげる体制を強化します。	産業振興課 健康推進課

2. 健康管理の促進

勤労者自身が自らの健康に注意を向け、心身共に健康を維持しながら、働き続けることの大切さを理解し、必要な時には相談することができ、適切な支援が受けられるよう職場環境における健康管理の重要性等と現在の自分の体の状態を確認できる健康診断の定期的な受診の必要性等の情報発信を進めます。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
健康管理	健康診査を実施し、自らの健康管理を促すとともに、健診結果及び睡眠状況やストレス状況をチェックすることにより、必要な情報提供を行います。 必要に応じて、適切な医療受診を促し、専門機関との連携を図ります。	健康推進課 保険年金課

3. 家族の見守る力・相談支援を受ける力の強化

家族の体調の変化や気分の落ち込み、眠れないなどの異変に対して、適切な医療機関や相談できる窓口の情報、見守り方など、対応に関する情報の普及啓発を進め、家族の見守る力の強化を図ります。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
講演会・各種健康教室	講演会や教室等の実施により、うつ病やこころの健康、ストレスとの付き合い方、適切な睡眠のとり方、悩みを相談できる場所等の普及啓発、さらに家族を見守る力を養います。 参加者の中で、自殺のリスクを抱えた人やその家族を必要な支援機関へつなげます。	健康推進課

重点施策 2 無職者・失業者・生活困窮者への支援

〈無職者・失業者・生活困窮者の自殺の現状と課題〉

清瀬市における過去 5 年間（令和元年から令和 5 年）の自殺者数 63 人のうち、無職者は 39 人となっており、全体に占める割合は約 64%となっています。

自殺の背景ともなる生活困窮に対してしっかりと対応していくためには、自殺対策の相談窓口で把握した生活困窮者を自立相談支援の窓口につなぐことや、自立相談支援の窓口で把握した自殺の危険性の高い人に対して、自殺対策の相談窓口と協働して、適切な支援を行うなどの取組を引き続き進めることなど、生活困窮者自立支援制度も含めて一体的に取り組み、効果的かつ効率的に施策を展開していくことが重要です

＜無職者・失業者・生活困窮者に対する自殺予防に向けた施策の方向性と主な取組＞

1. 生活困窮者に対する生きることへの包括的な支援の強化

生活困窮者に対し、その困窮の内容や程度に応じて必要な支援を行い、自立を促します。

生活困窮者の抱える問題は、経済面や生活面のほか、健康面や人間関係等、多岐にわたっていることが考えられ、生活困窮者に対する自立支援と自殺対策との連動を図り、関係機関が密に連携して就労支援、自立相談支援、家計相談支援等を進め、自立した生活が出来るように努めます。

さらに、必要に応じて、関係部署にて事例検討会を開催し、連携の円滑化・支援力の向上を図ります。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
生活保護施行に関する事務	生活保護受給者に対して、その困窮度に応じて必要な支援を行います（就労支援・医療相談・介護相談・資産調査等）。	生活福祉課
生活保護各種扶助事務	生活保護受給者に対して、その困窮度に応じて必要な扶助を行います（生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭）。	生活福祉課
自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	生活困窮者に対して、自立相談支援事業を実施し、相談の早期段階からさまざまな個別支援を提供します。	生活福祉課
住居確保給付金事業 (生活困窮者自立支援事業)	生活困窮者に対して、住居確保給付金を支給します。	生活福祉課
就労支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	稼働能力を有する対象者の相談に応じ、その人が抱える課題を整理し、家計表や就職応募書類の作成指導、ハローワークへの同行支援等就労自立へ向けた支援を行います。	生活福祉課
就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	一般就労に向け、準備が整っていない人を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	生活福祉課

家計相談支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	生活困窮者に対して、家計再生の計画に関する個別のプランを作成し、家計管理の意欲を引き出すことにより、自立支援を行います。	生活福祉課
生活困窮者学習支援事業	生活困窮家庭の子どもへの学習支援を行います。	生活福祉課
就学援助費・就学奨励費	経済的理由によって学用品費や修学旅行費及び給食費等支払にお困りのご家庭に対し、費用の一部を援助します。利用者の中で、生活面等で困窮している家庭を必要な支援機関へつなげます。	教育企画課
市立小学校・中学校の給食無償化	清瀬市立小・中学校に通うお子様の学校給食費の補助を行い保護者の金銭的負担を軽減します。	教育企画課
事例検討会	必要に応じて、関係部署にて事例検討会を開催し、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化・支援力の向上を図ります。また、既存事業の改善や新たな事業の検討を行います。	健康推進課 関係各課

2. 支援につながってない人を早期に支援へつなぐための取組を推進

保険料や税金の徴収、滞納等の様々な相談を担当する部署の窓口業務に携わる職員がゲートキーパーの役割を担い、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、必要な部署へつなげることができるよう人材を育成します。

また、自殺のリスクのある人は、複数の問題を抱えている可能性があるため関係部署が連携し、早期に支援ができるよう努めます。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
(再掲) 市民相談	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談、人権身の上相談、土地家屋調査士相談（境界・測量・登記）、不動産取引相談、年金・労働相談、司法書士相談（登記・相続・遺言）、税務相談、行政書士相談（相続・遺言書等の手続）、行政相談、交通事故相談を行います。 ・相談者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなげます。 	市民協働課
ふるさと・ハローワーク事業	<ul style="list-style-type: none"> ・主に市内求職者に対し、就労相談・就職セミナー・面接会等を通じて雇用の促進につながる事業を実施します。 ・求職者の中で、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。 	産業振興課
消費生活相談	<ul style="list-style-type: none"> 增加する悪徳商法や不当請求をはじめ、商品やサービスのトラブル、多重債務問題などについて、専門相談員による相談を実施します。 相談者の中で、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。 	市民協働課

ゲートキーパー研修の実施 (徴収担当等)	徴収業務や納付相談窓口業務担当者に、ゲートキーパー研修を実施することにより、自殺のリスクを抱えた滞納者等を早期に発見し、支援へつなげる体制を強化します。	徴収課 保険年金課 介護保険課 下水道課
支援制度の普及啓発	生活困窮者に対する様々な支援制度についての普及啓発を行います。	生活福祉課

3. 健康管理、精神科医療との連携強化

生活困窮者の健康状況を把握し、うつ病やアルコール依存症などを患っている人は特に自殺のリスクが高い傾向にあるため、専門医や専門機関との連携を図り、必要な医療が受けられるよう環境整備を行います。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
(再掲) 健康管理	・健康診査を実施し、自らの健康管理を促すとともに、健診結果及び睡眠状況やストレス状況をチェックすることにより、必要な情報提供を行います。 ・必要に応じて、適切な医療機関への受診を促し、専門機関との連携を図ります。	健康推進課 保険年金課 生活福祉課 障害福祉課
(再掲) 講演会・各種健康教室	・講演会や教室等の実施により、うつ病やこころの健康、ストレスとの付き合い方、適切な睡眠のとり方、悩みを相談できる場所等の普及啓発をします。 参加者の中で、自殺のリスクを抱えた人やその家族を必要な支援機関へつなげます。	健康推進課

重点施策 3 高齢者への支援

＜高齢者の自殺の現状と課題＞

清瀬市における過去 5 年間（令和元年から令和 5 年）の自殺者数 63 人のうち、20 人が 60 歳以上となっています。

今後、ますます、高齢化が進むことにより、家族との死別や離別をきっかけに高齢者のみ世帯や独居世帯が増加することで、問題の把握がおくれ、孤独死等のリスクが高まる恐れがあります。

また、老々介護や介護疲れ等介護に関わる悩みや同居する子どもの引きこもり生活の長期化により、公的機関につながらないまま親と子どもが高齢化して、介護や収入に関する問題が発生するいわゆる「8050 問題」^{注6}などが顕在化しています。清瀬市では、高齢者本人だけではなく、ヤングケアラー^{注7}も含め家族や世帯に絡んだ複合的な問題への対応が求められており、世代横断的な視点からの支援を推進していく必要があります。

＜高齢者に対する自殺予防に向けた施策の方向性と取組＞

1. 高齢者の生きがいと役割を実感できる地域づくりを推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の資源を活用し、高齢者が自分らしく生きがいを見出しながら生活できる環境づくりを推進します。

2. 地域の支え合い活動、居場所づくりの推進

家に閉じこもりがちな高齢者が地域の中で居場所を得ることで、人とのつながりを回復できるように、生活支援コーディネーターや地域住民等による地域の支え合い活動、居場所づくりを推進します。

* 1・2 に係る主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
高齢者の身を守るための出前講座	地域包括支援センターと連携し、消費生活センター相談員による高齢者の見守りのための出前講座を実施します。	市民協働課
清瀬市高齢者元気回復事業（一般介護予防事業）	高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り自立した生活ができるよう支援します。	介護保険課
高齢者等の見守り活動に関する連絡協議会	高齢者等の見守り活動に関する協定締結事業者（地域包括支援センター・消防・警察等）による高齢者等の見守り体制を構築します。	介護保険課
認知症サポーター養成講座	市民・小学生・中学生に対して、認知症の人を支えるサポーターを養成します。	介護保険課
高齢者ふれあいネットワーク事業	ボランティアが高齢者への声かけ・見守り活動を行います。定期的な訪問を通じて、安否確認、情報提供を行います。	介護保険課
地域交流の場・活動の場づくり	・一人ひとりが生き生きと生活していくよう、サロン活動やシニアクラブなど居場所づくりの充実、生き甲斐づくりへの支援を行います。 ・サロンレター等により地域活動の情報提供を行います。	福祉総務課 介護保険課
各種地域健康づくり・介護予防事業	高齢者の閉じこもり予防として居場所づくり、健康づくり推進員による地域活動（ハイキング、体操教室等）など、地域健康づくり活動を行います。	福祉総務課 介護保険課 健康推進課
(再掲) 健康管理	健康診査を実施し、自らの健康管理を促すとともに、健診結果及び睡眠状況やストレス状況をチェックすることにより、必要な情報提供を行います。 必要に応じて、適切な医療機関への受診を促し、専門機関との連携を図ります。	健康推進課 保険年金課
(再掲) 講演会・各種健康教室	・講演会や教室等の実施により、うつ病やこころの健康、ストレスとの付き合い方、適切な睡眠のとり方、悩みを相談できる場所等の普及啓発を行います。 ・参加者の中で、自殺のリスクを抱えた人やその家族を必要な支援機関へつなげます。	健康推進課 介護保険課

3. 高齢者の困りごとの早期発見から早期支援の充実

清瀬市アウトリーチ事業におけるアンケート調査返信後の訪問活動や、住民による見守り活動、配達事業者やライフライン事業者、住宅提供事業者、商店等の関係機関による日常的な見守りにより、支援が必要な高齢者の早期発見を行い、必要な支援につなげながら、その人らしく生活が継続できるように支援していきます。

また、高齢者の困りごとの第一相談先である地域包括支援センターの市民への認知度を上げるとともに必要に応じて関係部署にて事例検討会を開催し、連携の円滑化・支援力の向上を図ります。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
総合相談支援業務 (地域包括支援センター業務)	高齢期の様々な困りごと、福祉サービス利用についての相談等を受け、対応を行います。	介護保険課
消費者被害の防止 (権利擁護業務)	消費者被害を防止するため、消費生活センター、権利擁護センターと連携し情報提供や必要な支援を行います。	介護保険課
虐待対応 (権利擁護業務)	・高齢者が養護者から受ける虐待を防ぎ、保護し、改善を図ることにより、被虐待者と養護者の双方を守ります。 ・セルフネグレクト ^{注8} の防止と対応に努めます。	介護保険課
ケアマネット	・市内のケアマネジャーを中心とした職能団体による研修会、情報交換等を行い、ケアマネジメントの質を高めます。 ・介護の状況等の情報を踏まえ、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。	介護保険課
清瀬市高齢者 アウトリーチ事業	行政や地域包括支援センターと関わりのない人を訪問することにより状況確認を行います。	介護保険課
(再掲) 事例検討会	・必要に応じて、関係部署にて事例検討会を開催し、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化・支援力の向上を図ります。 ・既存事業の改善や新たな事業の検討を行います。	健康推進課 関係各課

注6 8050問題

80代の高齢の親が、50代の子どもの生活を経済的・精神的に支え続けることで、親子ともに生活困窮や社会からの孤立、そして将来的な共倒れのリスクを抱える社会問題

注7 ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている 家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。

注8 セルフネグレクト

日本では統一された定義は示されていないが、これまでの国内外の研究論文等から、「健康・生命及び社会生活の維持に必要な個人衛生及び健康行動、住環境の衛生もしくは整備を放任・放棄していること」とされている。

4. 認知症患者及びその支援者（家族を含む）への支援、介護者（家族を含む）への支援

認知症の当事者やその支援者・家族、介護者・家族が、気軽に集まることができる交流の場を設け、情報共有やそれぞれの抱える悩みの解消を図ります。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
ゆりの会 (認知症家族会)	認知症の人を介護する家族等が集まり、悩みを語り合い、情報を共有する場を設けます。	介護保険課
よってこカフェ (認知症カフェ事業)	認知症の人が住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護従事者、地域住民が集い交流できる場を設けます。	介護保険課
中清戸オレンジハウス (チームオレンジ事業)	認知症当事者・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ清瀬」の活動拠点で、認知症当事者・介護者・地域住民の交流を進めます。	介護保険課

重点施策 4 子ども・若者・子育て世代への支援

＜子ども・若者・子育て世代の自殺の現状と課題＞

清瀬市における過去 5 年間（令和元年から令和 5 年）の自殺者数 63 人のうち、24 人が 40 歳未満の若年層によって占められており（20 歳以下は 6 人）、全体に占める割合は 38.1% と他の年代（40～59 歳、60 歳以上）と比較すると最も高くなっています。

全国の虐待による乳幼児の死亡例（親子心中を含む）の検証結果では、妊娠期・周産期に関係する要因が示されており、これらを防ぐために、妊娠期から出産・子育て期における地域や関係機関が連携した、切れ目のない支援が重要とされています。

清瀬市でも、核家族化や宅地開発による地縁の無い転入者の増加に伴い、誰からの支援も得られないといった、子育ての孤立・負担が顕在化しており、全ての妊娠婦、子育て世帯、こども自身の相談体制や切れ目ない支援を充実させるため、児童福祉分野と母子保健分野が連携の一層の強化が求められています。

また、児童生徒や学生の生活の場である、家庭・学校・地域の連携を強化し、自分だけでは対応しきれない困難やトラブルに直面した時に信頼できる大人に「助けて」の声をあげられるよう環境の整備も必要です。

その他、近年若者の間で流行し問題になっている「オーバードーズ^{注9}」等新たな社会問題にも対策が求められます。

＜子ども・若者・子育て世代に対する自殺予防に向けた施策の方向性と主な取組＞

1. 妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援の強化

妊娠婦に寄り添い、個々の状況に合わせたきめ細かな支援を目指し、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を引き続き行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携しながら継続的な支援を行います。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
働き方サポート事業	就労、再就職、就業等のサポートを行います。求職者の中で、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。	男女共同参画センター
スマイル・ベビーきよせ事業	妊娠届出時、すべての妊婦に保健師が面接を実施し、支援プランを作成し早期支援を行います。	子育て支援課
新生児・妊産婦訪問指導事業	新生児・妊産婦訪問指導時に産後うつ病に関するスクリーニングを実施し、産後うつ病の早期発見と適切な支援を行います。	子育て支援課
妊婦健康診査	妊娠届出受理後、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票を発行し、健康診査の費用を公費で負担します。	子育て支援課
乳幼児健康診査	3～4か月児・産婦、6～7か月児・9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、乳幼児の発達・発育の確認及び疾患・異常の早期発見、子育ての不安の軽減や適切な支援を行います。	子育て支援課
産後ケア事業	産後に家族等から援助が受けられず、支援を必要とする産婦・乳児に対し、心身のケアや育児支援等を行い、安心して子育てができるよう支援します。	子育て支援課

2. 発達について支援の必要な子ども・親への相談・支援

発達のつまずきや遅れのある子どもとその親が、乳幼児健康診査や発達健診を利用し、相談できるよう関係機関と連携し、早期継続支援を行います。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
発達健診	・乳幼児健康診査や保健師地区活動等で、運動発達の遅れや発達の気になる乳幼児に対して、障害の早期発見・早期療育・発達支援を行います。 ・発達の遅れに不安を持つ親へ育児支援を行います。	子育て支援課
子どもの発達支援・交流センター とことこ	清瀬市在住の本人やお子さんの発達に不安を持つご家族と関係者を対象に相談支援・発達支援・療育支援を行います	障害福祉課

教育相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・心理を専門とする相談員がお子さんの発達や教育、心の問題についての相談を行います。 ・お子さんに関する心配ごとなどについて、一緒に考えたり助言を行い、必要に応じて、医師や専門機関などへの紹介も行います。 	教育指導課
就学相談	小学校、中学校への就学や転学に関して、お子さんの障害や発達面でご心配をお持ちの保護者の方の相談を行います。	教育指導課

3. 命の教育等の充実

小・中学校の教育課程に「SOS の出し方に関する教育」を位置付け、児童・生徒が命の危機につながるような悩みを抱え込まずに、助けを求めてよいということを理解し、周囲の人に相談できるような環境づくりを更に進めていきます。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
命の教育	命の教育全体計画を作成し、そのカリキュラムに則って、小・中学校の発達段階に応じた系統性・連続性を持った指導を行い、命の大切さを実感できる児童の育成を目指します。	教育指導課
命の週間	長期休業明け（2・3 学期開始時）を命の週間とし、小・中学校において重点的に命の教育に係る取組を行い、児童・生徒の命を大切にする態度や心情を養います。	教育指導課
命の教育フォーラム	小・中学校における命の教育に関わる様々な取組を紹介し、児童・生徒及び保護者、市民がそれぞれの立場から「生命尊重」について考える機会とします。	教育指導課
SOS の出し方に関する教育	小・中学校の教育課程において、児童・生徒が悩みを抱え込まずに、周囲の人に相談するための手立てについて指導します。	教育指導課
いじめ・長欠調査	市立小・中学校におけるいじめ・長期欠席者の状況を調査して、各校におけるいじめ防止及び長期欠席児童・生徒への対応に生かします。	教育指導課

注 9 オーバードーズ

医薬品を、決められた量を超えてたくさん飲んでしまうこと。特に最近、かぜ薬や咳止め薬などを、かぜや咳の症状を抑えるためではなく、感覚や気持ちに変化を起こすために大量に服用することを指して、「オーバードーズする」「ODする」などと言われています。

4. 教育相談の充実

教育相談室において、児童・生徒及び保護者等を対象に発達や教育、心の問題についての相談を行うことで、相談者の心のケアを図るとともに、継続的な支援を行います。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
来室相談・電話相談	心身の発達や家庭教育、心の問題等について悩みを抱える児童・生徒及び保護者を対象に、公認心理師による相談を行います。	教育指導課

5. 教職員への支援

希望する市内公立小・中学校の教職員に対して産業医によるメンタルヘルス相談を実施し、心の健康を保つための支援を継続的に行います。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
小中学校教職員へのメンタルヘルス相談	希望する小・中学校の教職員に対して、メンタルヘルス相談を実施し、支援します。	教育指導課

6. 子ども・若年者向け相談支援の推進

子どもや若者自らが相談しやすいよう、相談窓口のリーフレット等を活用し、相談窓口等の普及啓発や相談体制の環境づくりを推進します。さらに、子どもや若者が目にしやすい SNS 等のツールの活用を検討します。特にひきこもりの問題は、相談に結びつけることが難しい事例が多く、「東京都ひきこもりサポートネット」の普及啓発に努めます。

また、若者の間で流行し社会的に問題となっている「オーバードーズ」の危険性について周知し、「オーバードーズ」をしてしまう気持ちに寄り添い適切な相談先につなぎます。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
子どもが気軽に相談できる窓口・子どもの居場所づくり	子どもからの悩みに対する相談できる場、子どもの居場所づくりとして児童館、放課後子ども教室等の充実を図ります。	子ども家庭支援センター 生涯学習スポーツ課
ひきこもりサポートネット事業の周知	東京都の行っているひきこもり等の若者の社会参加に関する相談や支援の周知を行います。	福祉総務課

普及啓発活動	市内公立小学校・中学校の児童・生徒へ相談窓口と相談啓発内容を載せたリーフレットを作成・配布することにより、普及啓発を行います。	健康推進課 教育指導課
オーバードーズの危険についての周知啓発	薬剤師会や薬物乱用防止推進清瀬地区協議会等関係機関と連携してオーバードーズの危険について啓発し相談先を周知します。	健康推進課
SNS を使用した相談先の周知	市のこれまでの相談事業につながりにくい世代に対し国や東京都が整備している SNS による相談窓口を周知します。	健康推進課
18 歳以上の若者が相談できる窓口	18 歳以上の若者が相談できる窓口の充実を図ります。	健康推進課 子育て支援課

7. 家庭環境に課題がある子どもへの支援

養育困難や児童虐待が懸念される等、家庭環境に課題のある子どもたちは、自己肯定感を持つことができず、自殺企図に至る可能性があるとされています。子どもに関わるあらゆる機関が、そうした子どもたちを早期に発見し、適切に支援する必要があります。子ども家庭支援センターが中心となり、情報収集し、適切に対応します。

また、必要に応じて関係部署にて事例検討会を開催し、連携の円滑化・支援力の向上を図り、切れ目ない支援を実施します。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
ひとり親に対する相談・支援・助成事業	ひとり親家庭への助成制度の周知を行い、経済的な支援を行います。また、ひとり親家庭の経済的基盤と自立のための技能習得等を支援します。	子育て支援課 生活福祉課
虐待相談（清瀬市障害者虐待防止センター）	障害者（児）虐待の予防と啓発を行います。虐待の通報や疑いがある場合は、事実確認、障害者の保護、養護者への支援を通して問題の解決を図ります。	障害福祉課
ヤングケアラー対策	福祉、介護、医療、教育などの関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげます。	子ども家庭支援センター 関係各課
子ども家庭総合ケースマネジメント事業	児童虐待・養育困難家庭について、子どもの最善の福祉が守れるように適切に対応します。	子ども家庭支援センター
各種子育て支援事業	ホームビジター派遣事業やファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業等の子育て支援事業を展開し、育児負担を軽減します。	子ども家庭支援センター
事例検討会	必要に応じて、関係部署にて事例検討会を開催し、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化・支援力の向上を図ります。また、既存事業の改善や新たな事業の検討を行います。	子ども家庭支援センター 子育て支援課 関係各課

8. 居場所づくり

安心して過ごせる居場所の提供

それぞれの年代が自分らしく安心して過ごせる場所を提供します。また世代間交流を進めることで社会的孤立を防ぎます。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
児童館・児童センター	子ども達が主体となって、遊びの場や居場所づくりに取り組むとともに、大人も楽しみ交流できるサービスを提供します。	生涯学習スポーツ課
子ども食堂	子ども食堂は地域住民やボランティアなどが運営する、子どもや親子が無料または安価で食事をしたり、温かい団らんの時間を過ごしたりできる場所です。市は運営費の補助をするとともに、必要な家庭や子どもに「子ども食堂」の情報を提供します。	子ども家庭支援センター
多世代交流施設	様々な世代の方に多様な用途でご利用いただける施設です。多世代間の交流を推進します。	市民協働課
つどいの広場	赤ちゃんから小学校へ行く前の子どもたちとパパ・ママ、おじいちゃん・おばあちゃんが一緒に遊べる場所で、子育てアドバイザーが子育ての不安や悩みの解決を支援します。	子ども家庭支援センター
フレンドルーム	集団生活や学校生活になじめず、登校できないでいる子供たちに、学習や人とのふれあいの機会を提供し、本人の自己実現と社会的自立を支援します。	教育指導課

重点施策 5 生きづらさを抱えた人への支援

〈生きづらさを抱えた人の現状と課題〉

家族問題、経済問題、健康問題、生活上の問題等、社会におけるさまざまな生きづらさを抱えた人が、社会や地域の無理解や偏見等により、地域で孤立し自殺のリスクが高まる恐れがあります。たとえば、障害のある人、障害者手帳取得に至らないが生きづらさを抱えている人、発達障害や高次脳機能障害、難病、内部障害など外見からはわかりにくい障害を持つ人、精神科の治療を受けている人、性的マイノリティの人等、年齢や障害の有無、性自認や身体的特質を含め、生きづらさを抱える人の背景は様々ですが、誰もが多様で、かけがえのない存在であることを認め、互いの人権を尊重し合わなければなりません。

また、配偶者や交際相手等の親密な関係にある相手からの暴力（DV）、職場や学校でのセクシュアルハラスメント、ストーカー、そして性暴力の多くは、知っている・親しい関係にある相手から行われています。DV防止法成立以降、清瀬市でも関係機関の連携や啓発・研修を行い、現状にあわせて支援体制の整備がなされました。性的マイノリティの人も含めた性にまつわる様々なハラスメントや、性

の商品化の問題など、人としての尊厳を危うくする「暴力」も存在しています。人に伝えにくい、目につきにくいこれらの暴力についても啓発や支援を進める必要があります。

心身に障害のある人は、身体的・社会的にも活動を制限され、社会参加を制約されやすい状況にあります。高齢化の進展に加え、医療機関等が多い地域特性等も影響して、今後も障害がある人の増加が見込まれ、障害者の社会参加を制約している社会的な障壁^{注10}を除去するための取組が求められています。

市ではこれまでの取組を推進するとともに新たに重層的支援体制^{注11}の実施を検討し自殺対策に取組む必要があります。

＜生きづらさを抱えた人に対する自殺予防に向けた施策の方向性と主な取組＞

1. 理解の促進・啓発の推進

保健・医療・教育・福祉・地域等と連携した発達障害や高次脳機能障害・難病、性的マイノリティ、うつ病や統合失調症等精神疾患への理解の促進に向けた広報や啓発活動の強化を図ります。外見からわかりづらい発達障害、高次脳機能障害や難病、内部障害については、ヘルプカードの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮に関する理解を促進します。

また、DV防止と早期発見のための啓発と相談事業の情報発信に努めるとともに、若い世代や性別にかかわらず「暴力」についての理解を深め、被害を防止するための普及啓発を推進します。

*主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
講演会・教室の実施	生きづらさの要因となる事柄についての講演会や教室を実施し、理解の促進及び普及啓発を行います。	男女共同参画センター 福祉総務課 障害福祉課 健康推進課
デートDV等暴力の防止に向けた意識啓発	高校生等10代の若者を対象としたデートDV等暴力の防止についての啓発を進めます。	男女共同参画センター
性的マイノリティに関する啓発の充実	広く市民・団体向けに性的マイノリティに対する理解と人権尊重のための対応を知るための啓発、学習事業を実施します。	男女共同参画センター
ハラスメント等の防止啓発の推進	市民・団体に対するストーカー、セクハラ、パワハラ等あらゆるハラスメント・暴力にかかわる情報提供・啓発・学習を推進します。	男女共同参画センター
性暴力に関する情報提供・予防啓発	若者層、関係者・団体に向けた性暴力に関する情報提供、研修、学習啓発事業を実施します。	男女共同参画センター
学校出前講座	市内の小学校、中学校、高等学校に、デートDV、AV出演強要等をテーマとした講座を行います。	男女共同参画センター

ヘルプカードの配布	周囲の人に配慮が必要なことを知らせ、日常生活や災害時などの困った時に手助けを受けやすくするヘルプカードを配布します。	障害福祉課
障害者の人権に関する啓発活動	障害者週間を中心に障害者理解を推進するための事業を行い、障害者の権利擁護に関する啓発活動を行います。	障害福祉課
清瀬市手話言語条例や手話に対する理解の促進	手話が独自の体系を持つ言語であることを市民に広く認識してもらい、その理解と普及を促進することにより、手話を必要とする者の権利が尊重され、すべての市民が相互に理解し支え合う、共生社会の実現を目指します。	障害福祉課
人権教育・性教育の推進	人権問題や東京都教育委員会の「性教育の手引き」に基づいた生命尊重等、それぞれの性を理解し、尊重するための人権教育・性教育を実施します。	教育指導課

2. 相談体制の充実

生きづらさを抱えた当事者や家族、介護者からの相談に応じて、ケアマネジメントにより、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、必要な情報の提供及び助言、専門機関や相談窓口の紹介等を行います。また、必要に応じて関係部署にて事例検討会を開催し、連携の円滑化・支援力の向上を図ります。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
(再掲) 市民相談	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談、人権身の上相談、土地家屋調査士相談（境界・測量・登記）、不動産取引相談、年金・労働相談、司法書士相談（登記・相続・遺言）、税務相談、行政書士相談（相続・遺言書等の手続）、行政相談、交通事故相談を行います。 ・相談者の中で、自殺のリスクを抱えた人を必要な支援機関へつなぎます。 	市民協働課
(再掲) 総合相談支援業務 (地域包括支援センター業務)	高齢期の様々な困りごと、福祉サービス利用についての相談等を受け、対応を行います。	介護保険課
働き方サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・就労、再就職、就業等のサポートを行います。 ・求職者の中で、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。 	男女共同参画センター
D V・ハラスメント等相談	一般相談、D V相談、モラハラ相談、法律相談の周知に努め、被害の重度化を防ぎ、回復過程の心のケアに対応します。	男女共同参画センター
障害者虐待相談（清瀬市障害者虐待防止センター）	障害者（児）虐待の予防と啓発を行います。 虐待の通報や疑いがある場合は、事実確認、障害者の保護、養護者への支援を通して問題の解決を図ります。	障害福祉課

障害者相談員による相談（身体・知的障害者相談員）	身近な地域の相談者として、障害当事者や家族を身体・知的障害者相談員として選任し、実施します。	障害福祉課
（再掲）子どもが気軽に相談できる窓口・子どもの居場所づくり	子どもからの悩みに対する相談できる場、子どもの居場所づくりとして児童館、放課後子ども教室等の充実を図ります。	子ども家庭支援センター 生涯学習スポーツ課
（再掲）来室相談・電話相談	心身の発達や家庭教育、心の問題等について悩みを抱える児童・生徒及び保護者を対象に、公認心理師による相談を行います。	教育指導課
（再掲）事例検討会	必要に応じて、関係部署にて事例検討会を開催し、それぞれの支援の考え方や具体的な対応についての認識を共有し、理解し合うことで連携の円滑化・支援力の向上を図ります。また、既存事業の改善や新たな事業の検討を行います。	健康推進課 関係各課

3. 地域での見守り、支え合いの強化・社会参加の促進

生きづらさを抱えた当事者やその家族が、安心して主体的に生活を送ることができるために、相談支援事業者、福祉サービス事業者、学校・就労等の関係機関と行政、地域住民の連携を強化した支え合いの仕組みづくりに努めます。

* 主な事業や取組

事業・取組	取組内容	担当課
市民活動の支援	市民活動に関する情報や活動支援のための講座や研修の機会等を提供し、市民の活動の活性化を図ります。	市民協働課
D V 連絡協議会	関係機関との連絡会を実施します。	男女共同参画センター
障害者向け施設の運営	就労に関する幅広い相談・支援を担う清瀬市障害者就労支援センター、各種障害福祉サービスや相談支援を担う清瀬市障害者福祉センター、障害者の余暇活動や社会との交流の促進の場の提供を担う地域活動支援センターの運営を行います。	障害福祉課
地域自立支援協議会	障害福祉に関する地域課題を明らかにし、障害者支援機関の連携と体制強化等について検討するほか、専門部会では、特定の分野における地域課題について整理・解決を図ります。	障害福祉課

注 10 社会的な障壁

障害のある人にとって日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなるようなものを指します。

例) ①社会における事物（通行・利用しにくい施設、設備など）②制度（利用しにくい制度など）③慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣、文化など）④観念（障害のあるひとへの偏見など）

注 11 重層的支援体制

地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が中心となって構築する包括的な支援体制のこと

重点施策 6 女性への支援

＜女性の自殺の現状と課題＞

全国の自殺者数は、近年、全体としては減少傾向にあるものの、毎年2万人を超える水準で推移しています。男性の占める割合が大きい状況は続いているが女性の自殺者数は令和2年に増加し、その後令和3年、4年と増加を続け令和5年に4年ぶりに減少しました。

これまで、女性の自殺の要因に非正規雇用の問題や、家庭問題、育児・介護問題が挙げられていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による生活環境の変化を受けてDV問題の顕在化や周囲の人との関係性の変化などによって女性の自殺リスクは高まっており、対策を更に推進することが求められています。

国において、女性への支援は重点的に取り組む課題とされており、本市においても平成28年以降、女性の自殺者数が増加していることから、女性への支援について、特に重点的に取り組む必要があります。女性への対策は、予期せぬ妊娠等に伴う心身への影響の軽減や、産後うつ対策などの妊産婦への支援、学校や家庭等に居場所がない若年女性への支援、性暴力やDV被害に係る相談体制等の拡充、子育て中の女性に対する就労その他各種相談支援の提供などが考えられます。当人の年代や就学・就労状況、婚姻状況や周囲との関係性等により、直面し得る課題は様々に異なるため、それらを踏まえた、きめ細かな支援策の提供が求められます。

＜女性に対する自殺予防に向けた施策の方向性と主な取組＞

予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等への相談支援等を含め、妊娠初期の方や予期せぬ妊娠をした方等の支援を推進します。

配偶者等からの暴力の相談件数が高水準で推移していることも踏まえ、多様なニーズに対応できる相談体制の強化など、被害者支援の更なる充実を図ります。

また、望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性を始め様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい支援に取り組みます。

1. 妊産婦への支援

事業・取組	取組内容	担当課
(再掲)スマイル・ベビーきよせ事業	妊娠届出時、すべての妊婦に保健師が面接を実施し、支援プランを作成し早期支援を行います。	子育て支援課
(再掲)新生児・妊産婦訪問指導事業	新生児・妊産婦訪問指導時に産後うつ病に関するスクリーニングを実施し、産後うつ病の早期発見と適切な支援を行います。	子育て支援課

(再掲) 妊婦健康診査	妊娠届出受理後、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査受診票を発行し、健康診査の費用を公費で負担します。	子育て支援課
(再掲) 乳幼児健康診査	3～4か月児・産婦、6～7か月児・9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施し、乳幼児の発達・発育の確認及び疾患・異常の早期発見、子育ての不安の軽減や適切な支援を行います。	子育て支援課
(再掲) 産後ケア事業	産後に家族等から援助が受けられず、支援を必要とする産婦・乳児に対し、心身のケアや育児支援等を行い、安心して子育てができるよう支援します。	子育て支援課

2. 悩みや課題に応じた相談機会の提供

事業・取組	取組内容	担当課
「アイレック」の相談	家族や家庭の悩み、職場や地域での人間関係、夫・恋人などからの暴力や暴言、離婚や相続などの法的問題、仕事や生き方についての悩み、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・モラルハラスメント・職場でのいじめ等女性が抱えるさまざまな悩みを女性の相談員が一緒に考えます。	男女共同参画センター

3. 女性を対象とした広報や啓発等

事業・取組	取組内容	担当課
きよせジェンダー平等広報「Ms.スクエア」の発行	男女共同参画社会への理解や関心を深めることを目的として、年2回（4月・10月）発行します。	男女共同参画センター
女性の健康づくり事業	女性のライフステージごとの健康課題について普及啓発を行うことで、乳がんや子宮がん、更年期障害、骨粗しょう症等女性特有の健康課題の早期発見・早期受診につなげます。	健康推進課

4. 女性を支援するための体制の整備や場の提供

事業・取組	取組内容	担当課
働き方サポート事業	就労、再就職、就業等のサポートを行います。求職者の中で、生活面で困窮している人を必要な支援機関へつなげます。	男女共同参画センター

第6章 計画の推進体制

1. 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行うことができるよう、市報や市ホームページなど様々な媒体を活用して、周知を行います。

2. 推進体制

誰も自殺に追い込まれることのない清瀬市の実現を目指して、清瀬市自殺対策推進本部において推進会議を開催するとともに、関係機関や地域団体、庁内の関係部署等で構成する自殺対策連絡協議会にて、P D C Aサイクルを通じて計画を推進し、さらなる対策を講じていきます。

さらに、自殺対策庁内連絡会において情報共有・共通認識に努め、必要に応じて事例検討会等を開催するなど、支援体制の強化を図ります。

●清瀬市自殺対策推進本部会議

市長をトップとした清瀬市自殺対策推進本部において、横断的な連携を図り、市における総合的な対策として推進します。

●清瀬市自殺対策庁内連絡会

庁内の各部署に自殺対策推進リーダーを置き、連絡会にて情報共有や研修を行い、庁内連携を図り、相談体制を強化します。

●清瀬市自殺対策連絡協議会

市民、医療、福祉、教育、労働等の関係機関や地域団体、庁内の関係部署等で構成する清瀬市自殺対策連絡協議会において、自殺対策計画の進捗状況の確認、情報の共有、円滑な連携・協力体制を構築し、自殺対自殺対策を総合的に推進します。

3. 計画の見直し

社会情勢や自殺をめぐる様々な情勢の変化、概ね5年程度を目途に見直すこととされている国の「自殺総合対策大綱」の見直し等を踏まえて必要に応じて本計画を見直します。

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現 行: 令和4年10月14日閣議決定
第3次: 平成29年7月25日閣議決定
第2次: 平成24年8月28日閣議決定
第1次: 平成19年6月 8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等

促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」

＜第4　自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4.自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひとりごもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」

＜第4　自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・子ども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊娠等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～（第2次）の概要 (令和5年3月決定)

第1章 東京都自殺総合対策計画の改定にあたって

(1) 東京都における自殺の状況

- ・平成23年をピークに都の自殺者数は減少傾向にあったが、令和2年以降、女性や若年者を中心に増加傾向

(2) 国の自殺対策

- ・平成18年に自殺対策基本法を制定し、自殺総合対策大綱に基づき取組を推進

(3) これまでの都の自殺対策の取組と評価

- ・東京都自殺総合対策計画等に基づき取組を推進
- ・令和元年までに都における自殺者数は1,920人に減少

(4) 都における今後の自殺対策の基本的な考え方

- ・幅広い分野で生きることの促進要因を増やし、生きることの阻害要因を減らすことを通じて、生きることの包括的な支援として対策を推進

・以下の6項目を重点項目として位置付け

①自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎ、地域で安定した生活が送れるよう、継続的に支援する

②悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組を強化する

③働き盛りの男性が孤独・孤立を深めることなどにより、自殺に追い込まれることを防ぐ

④困難を抱える女性への支援を更に充実する

⑤児童・生徒・学生をはじめとする若年層が自殺に追い込まれることを防ぐ

⑥遺された方への支援を強力に推進する

(5) 計画の位置付け

自殺対策基本法第13条第1項に基づく都道府県自殺対策計画

(6) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

(7) 数値目標

平成27年と比較して30%以上減少

自殺者数 2,290人→令和8年までに 1,600人以下

自殺死亡率 17.4→令和8年までに 12.2以下

第2章 都の自殺の現状(特徴)

- ・都の自殺者数及び自殺死亡率は令和2年、令和3年と前年と比較して増加

- ・都の自殺者数の約3分の2を男性、約3分の1を女性が占める
- ・都における30歳代以下の自殺者の割合は、全国の同割合と比較して高くなっている

- ・都の職業別の自殺者数をみると、「無職者」が最も多く、次いで「被雇用者・勤め人」となっている

- ・自殺者の自殺未遂歴の状況を見ると、男性は約1割、女性は約3割となっている

第3章 都における今後の取組の方向性と施策

- (1) 地域レベルでの実践的な取組への支援を強化する

- (2) 都民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- (3) 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- (4) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- (5) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようする

- (6) 社会全体の自殺リスクを低下させる

- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- (8) 遺された方への支援を充実する

- (9) 民間団体との連携を強化する

- (10) 子供・若者の自殺対策を更に推進する

- (11) 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- (12) 女性の自殺対策を更に推進する

第4章 推進体制

- (1) 自殺総合対策東京会議

- (2) 関係機関・団体等の役割

- (3) 区市町村の役割

- (4) 都の役割（東京都地域自殺対策推進センター）

- (5) 都民の役割

改正自殺対策基本法条文

自殺対策基本法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 協議会（第二十三条—第二十五条）
- 第五章 自殺総合対策会議等（第二十六条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、関係機関、関係団体その他の関係者の連携と協働により、社会的な取組として推進されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。
- 6 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関する情報が及ぼす影響に鑑み適切な配慮がなされるようにするための取組の促進について特に留意されなければならない。
- 7 こどもに係る自殺対策は、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むことを基本として、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条第一項及び第五条において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

第三条の二 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校の責務)

第五条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。

(国民の理解)

第六条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一條 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十六条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、及び困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発を行うとともに、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置のほか、精神保健に関する知識の向上その他の当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある

ある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、精神科医その他の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定により整備する体制においては、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための適切な対処を行う上で必要な情報が、当該対処を行う関係機関及び関係団体に対し迅速かつ適切に提供されるようにするものとし、そのために必要な措置が講じられなければならない。

3 国及び地方公共団体は、自殺の防止の観点から、自殺の助長につながるような情報、物品、設備等についてその適切な管理、配慮等に関して注意を促すために必要な措置を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切かつ継続的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響、その生活上の不安等が緩和されるよう、当該親族等への総合的な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議会

（協議会の設置等）

第二十三条 地方公共団体は、第十九条及び第二十条の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。）、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会（次項及び次条において「協議会」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により協議会を設置する地方公共団体は、協議会において次条第一項の規定によりこどもの自殺の防止のための対処、支援等の措置に関し協議を行うときは、あらかじめ、協議会を構成する者に、当該協議を行う事項を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

（協議会の事務等）

第二十四条 協議会は、前条第一項に規定する施策を適切かつ効果的に実施するため、こどもの自

殺の防止等について必要な情報の交換を行うとともに、必要な対処、支援等の措置に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関その他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の国の関係行政機関の長及び都道府県は、こともの自殺の防止等に関し、協議会を構成する者の求めに応じて、必要な助言、資料の提供その他の協力をを行うことができる。
- 4 次の各号に掲げる協議会を構成する者の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又は当該者であった者
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(罰則)

第二十五条 前条第四項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第五章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十六条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
 - 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十七条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十八条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条　自殺対策については、自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況、自殺対策等に関する最新の知見その他社会経済情勢の変化を踏まえ、適宜、その在り方に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする。